

# 第2期 河内長野市 子ども・子育て支援事業計画

〈令和2年度～令和6年度〉



令和2年3月  
河内長野市



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画策定体制と経過.....	4
<b>第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況</b> .....	<b>5</b>
1 社会的な状況.....	5
2 保育サービス等の状況.....	16
3 子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析.....	24
4 第1期計画の評価および課題のまとめ.....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>47</b>
1 基本理念.....	47
2 基本的な視点.....	48
3 基本目標.....	49
4 施策の体系.....	51
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>52</b>
基本目標1 子どもの生きる力の育成.....	52
基本目標2 子どもの健やかな成長支援.....	56
基本目標3 家庭における子育て・親育ちへの支援.....	61
基本目標4 地域の子育て環境づくり.....	68
<b>第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b> .....	<b>72</b>
1 教育・保育提供区域の設定.....	72
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容および その実施時期.....	72
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容および その実施時期.....	77
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	86
5 外国につながる幼児への支援・配慮について.....	86

<b>第6章 計画の進行管理</b> .....	<b>87</b>
1 施策の実施状況の点検.....	87
2 国・府等との連携 .....	87
3 計画の公表.....	87
<b>資料編</b> .....	<b>88</b>
1 策定経過 .....	88
2 河内長野市子ども・子育て会議条例 .....	89
3 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿.....	91
4 用語解説 .....	92

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

近年、我が国において急速な少子化が進行するなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、妊娠・出産を機に退職する女性が少なからず存在し、出産後、仕事への復帰もままならないことから、女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に依然として多くの待機児童が存在しており、子育てを地域社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においてはこれまで、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めて以来、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（平成6年12月策定）をはじめとした様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成30年の時点で、1.42と依然低い数値で推移しています。

このような状況のなか、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行されました。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が令和7年3月31日まで10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取り組みおよび行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

その後、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入すること、平成30年9月には放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

## 2 計画策定の趣旨

---

河内長野市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「河内長野市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、4つの基本目標と16の施策の方向により、子育て支援施策を推進してきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるように、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会が一体となって支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもおよび子育て中の保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を推進していきます。

今回、第1期計画の進捗状況や実績評価等を踏まえたうえで、本市の子育て支援事業が、より有益で実行性のあるものにするために、「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。



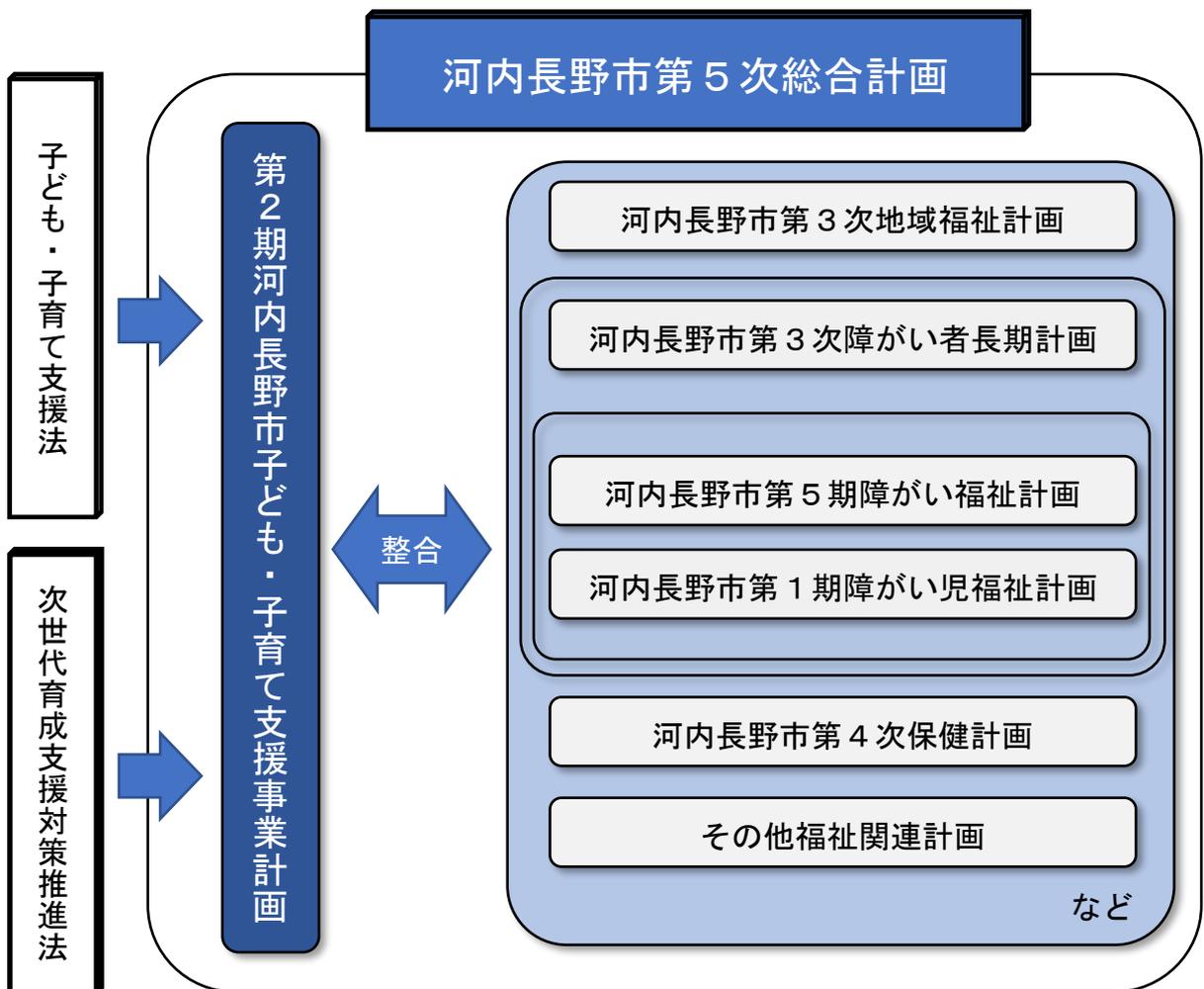
### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定します。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」を包含とした計画とし、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

さらに、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたります。このため、これらの施策の総合的・一体的な推進が求められることから、本計画の策定にあたっては、「河内長野市第5次総合計画」を上位計画の柱とし、本計画に直接関連する「河内長野市第3次地域福祉計画」をはじめとした、他の計画などとの整合を図り、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めた「河内長野市第1期障がい児福祉計画」との調和を保ちます。

#### 【 計画の位置づけ 】



## 4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしており、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを検討します。

### 【 計画期間 】

平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画策定体制と経過

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河内長野市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

### 1 社会的な状況

#### (1) 少子化の進行

##### ① 人口・年齢3区分別の人口

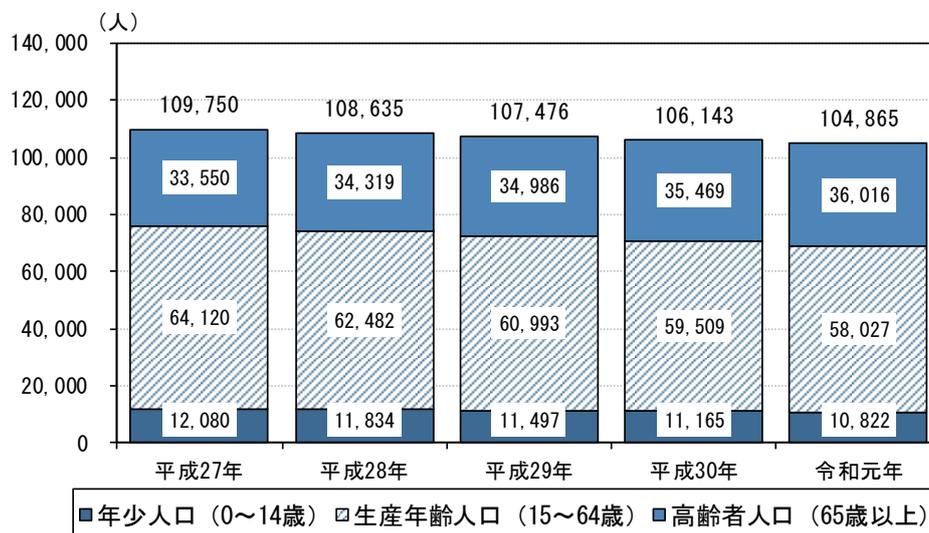
###### ア 人口の推移

本市の人口推移をみると、平成12年2月末の123,617人をピークに減少し続け、令和元年9月30日時点で104,865人となっています。

年齢を年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の3区分に分けてみると、年少人口は減少傾向が続いており、令和元年は10,822人となっています。それに対し、高齢者人口は増加傾向となっており、令和元年は36,016人となっています。

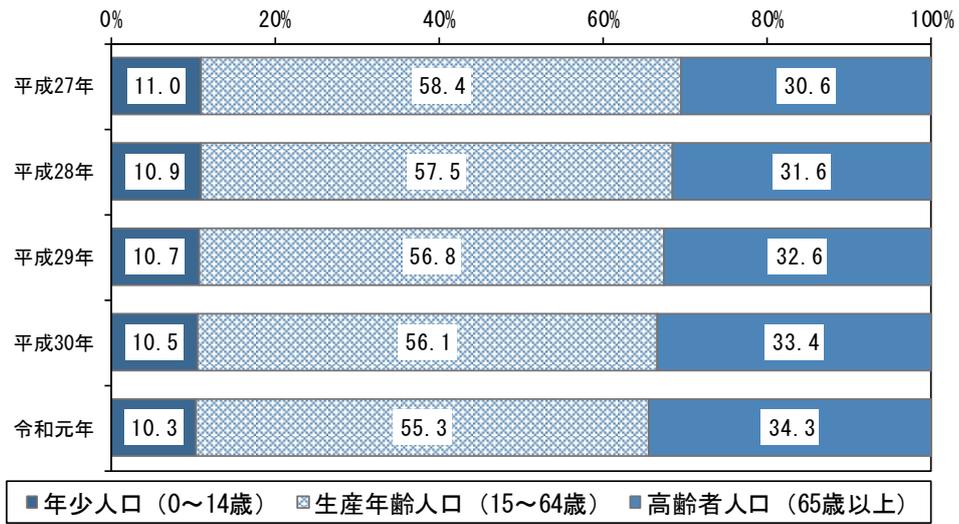
年齢3区分別の構成比をみても、年少人口は平成27年では全体に対し11.0%でしたが、令和元年には10.3%に減少しています。それに対し高齢者人口は平成27年では総人口の30.6%でしたが、令和元年には34.3%となっており、本市は、他市以上に、急速に少子高齢化が進んでいます。

【 年齢3区分別の人口の推移 】

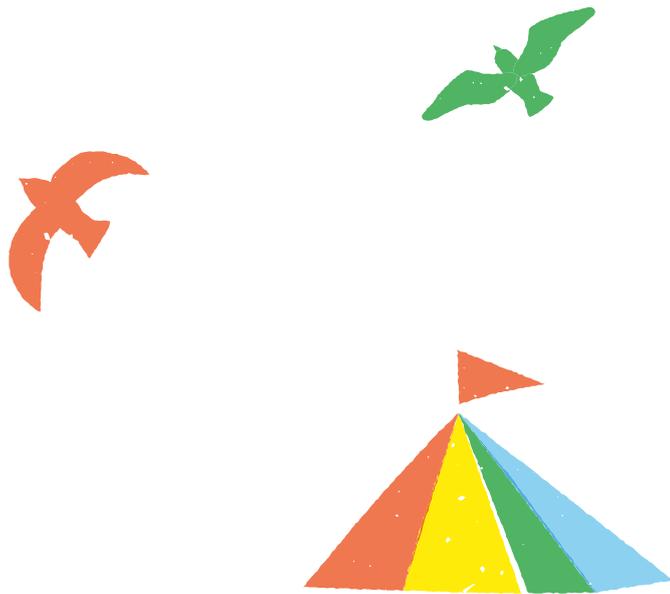


資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



## ② 子どもの人口

### ア 年齢別児童数の推移

本市の就学前児童数の推移をみると、平成31年では3,899人で、平成27年からの4年間で417人減少しています。

#### 【 年齢別児童数の推移 】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	661	617	641	548	515
1歳	683	688	666	678	579
2歳	685	681	706	679	693
3歳	731	692	691	726	681
4歳	774	733	700	697	728
5歳	782	777	735	706	703
0～5歳計	4,316	4,188	4,139	4,034	3,899
6歳	824	781	777	727	702
7歳	812	821	781	776	729
8歳	765	822	819	790	777
9歳	810	769	820	820	791
10歳	860	809	770	820	826
11歳	886	864	808	778	817
6～11歳計	4,957	4,866	4,775	4,711	4,642
合計	9,273	9,054	8,914	8,745	8,541

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## イ 子どもの人口の推計

平成26年から平成31年の各年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて、計画期間における本市の児童数を推計しました。

コーホート変化率法とは、各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

その結果、0～5歳の就学前児童、6～11歳の小学生いずれについても今後は減少することが予想されます。

### 【 子どもの人口の推計 】

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	509	502	486	468	454
1歳	545	551	532	515	496
2歳	592	557	563	544	527
3歳	695	594	559	565	546
4歳	683	697	596	561	567
5歳	734	688	703	601	566
0～5歳計	3,758	3,589	3,439	3,254	3,156
6歳	699	730	684	699	598
7歳	704	701	732	686	701
8歳	730	704	702	733	687
9歳	778	731	705	703	734
10歳	796	783	736	709	707
11歳	823	793	780	733	706
6～11歳計	4,530	4,442	4,339	4,263	4,133
合計	8,288	8,031	7,778	7,517	7,289

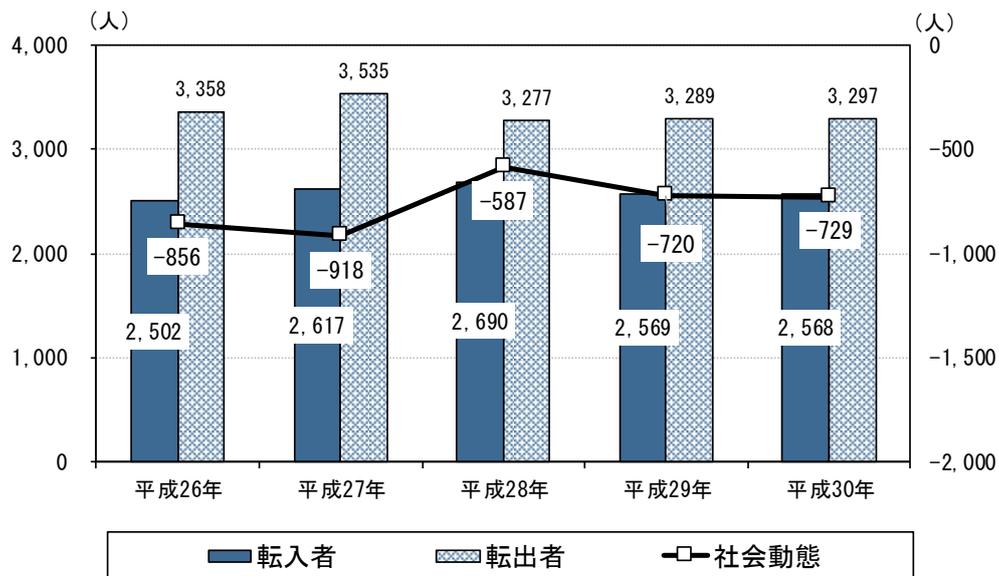
資料：住民基本台帳（平成26～31年の3月31日現在）を基にコーホート変化率法を用いて推計

### ③ 社会動態

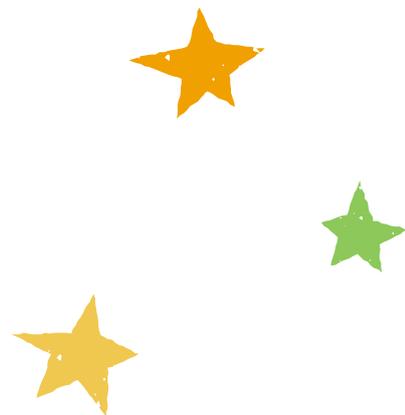
#### ア 社会動態の推移

本市の社会動態をみると、平成26年度以降、転出が転入を上回る状態が続き、社会動態はマイナスが続いています。

【 社会動態の推移 】



資料：政策企画課（各年度3月31日現在）



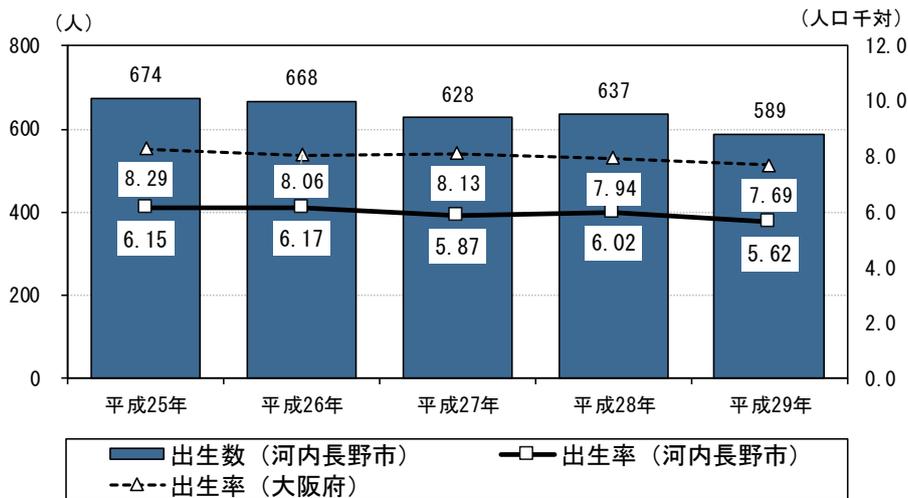
## (2) 出生の動向

### ① 出生数

#### ア 出生数および出生率（人口千対）の推移

本市の出生数をみると、各年増減しながら推移しており、平成29年は589人となっています。出生率（人口千人あたりの出生数）については、大阪府を下回って推移しています。

【 出生数および出生率（人口千対）の推移 】



資料：大阪府人口動態統計

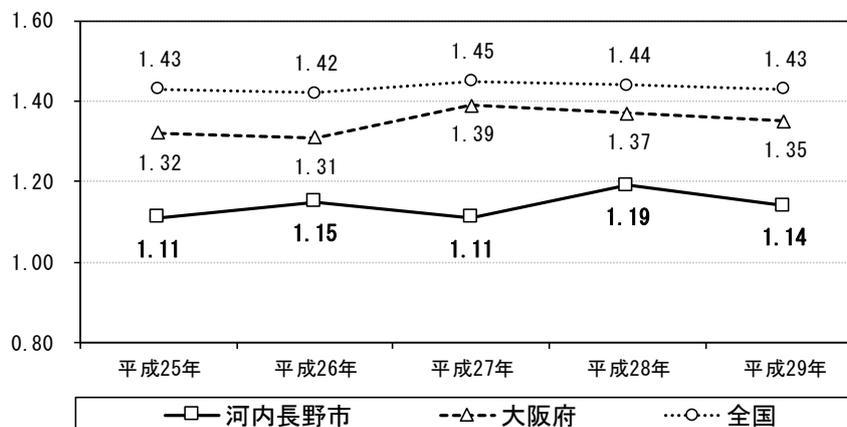
### ② 合計特殊出生率

#### ア 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、各年増減を繰り返しながら推移しており、平成29年は1.14となっています。

また、大阪府および全国と比較すると、本市の合計特殊出生率は大阪府・全国を下回って推移しています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：大阪府人口動態調査、子ども子育て課

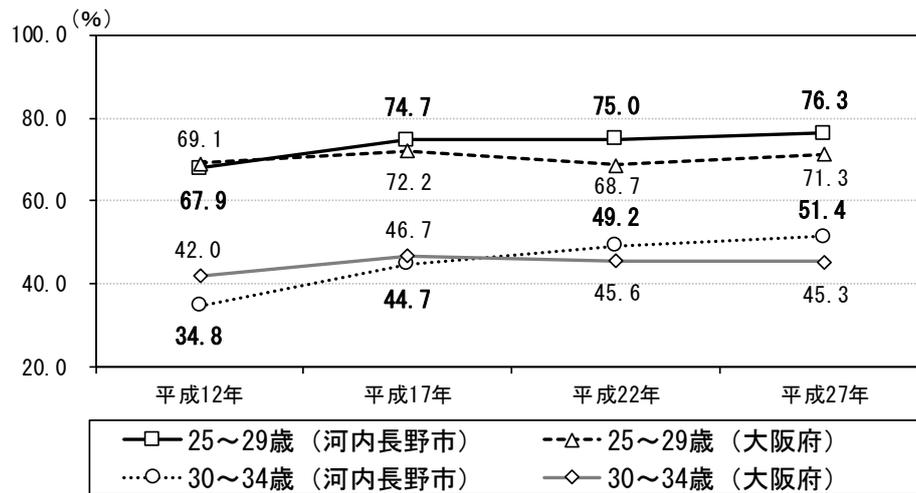
### (3) 婚姻の動向

#### ① 未婚率

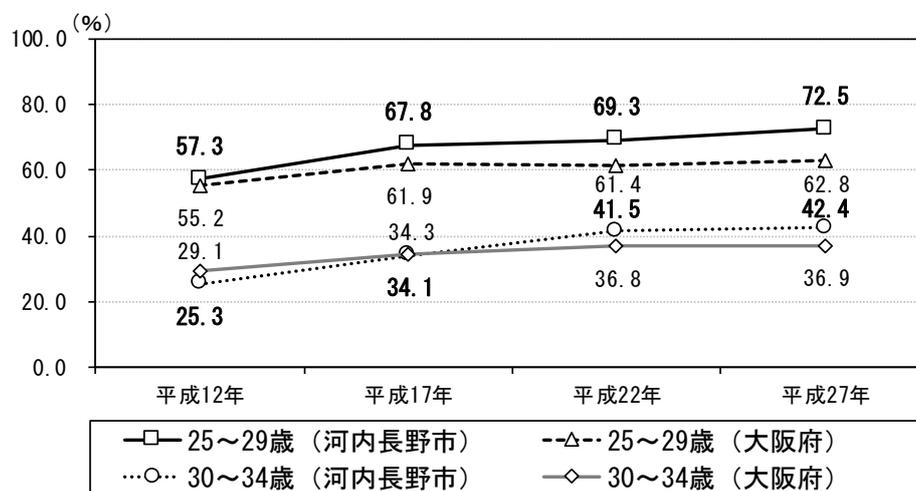
##### ア 未婚率の推移

本市における未婚率は、男性・女性いずれも増加傾向が続いています。

【 未婚率の推移（男性） 】



【 未婚率の推移（女性） 】



資料：国勢調査

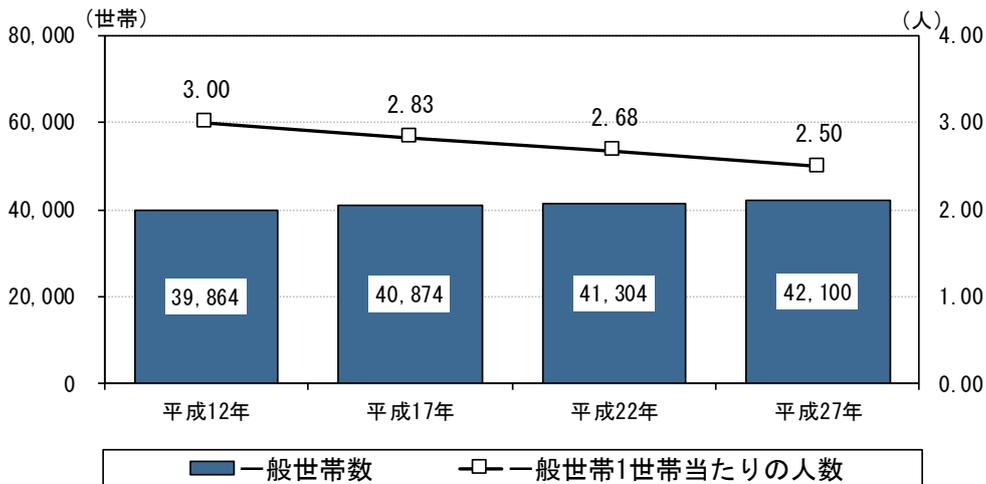
#### (4) 世帯の動向

##### ① 一般世帯数・一般世帯1世帯数当たりの人数

###### ア 一般世帯数・一般世帯1世帯当たり人数の推移

本市の一般世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成27年は42,100世帯となっています。また、一般世帯1世帯当たりの人数は年々減少しており、平成27年は2.50人となっています。

【 一般世帯数・一般世帯1世帯当たり人数の推移 】



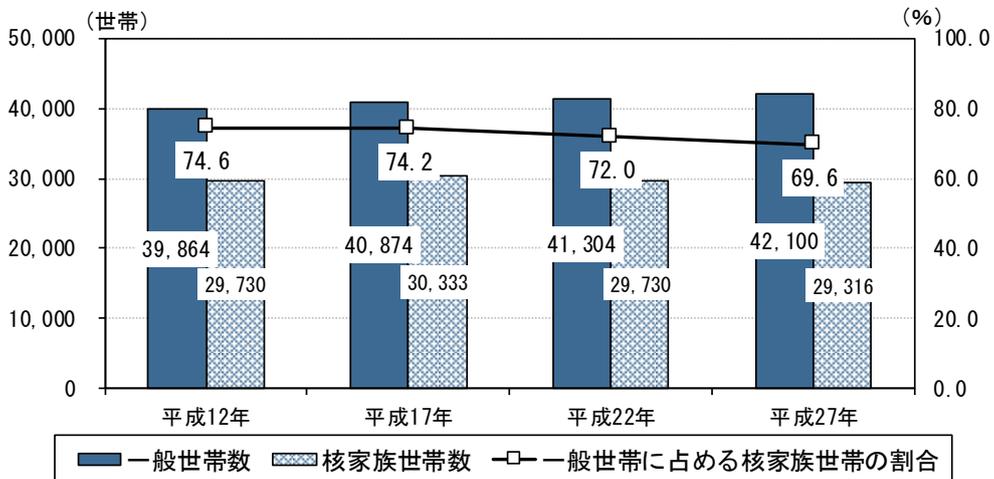
資料：国勢調査

##### ② 核家族世帯の動向

###### ア 核家族世帯数等の推移

本市の一般世帯に占める核家族世帯の割合をみると、年々減少しており、平成27年は69.6%となっています。

【 核家族世帯数の推移 】

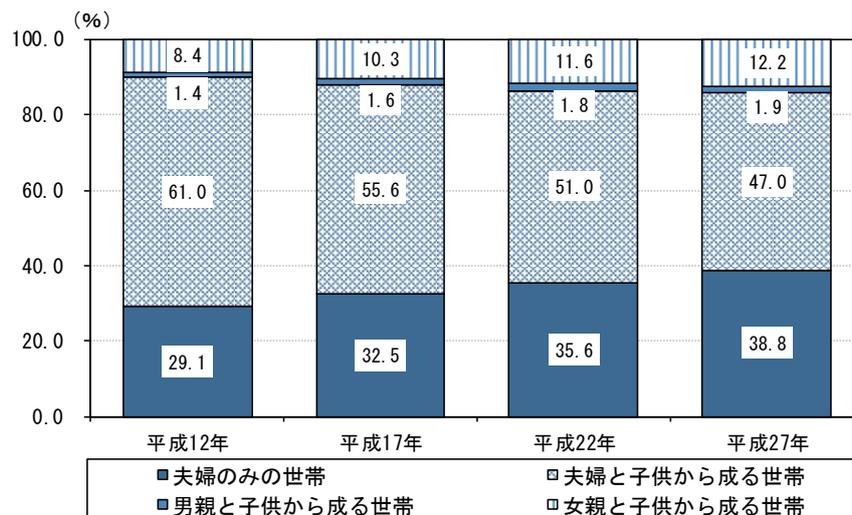


資料：国勢調査

## イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、子どもがいない夫婦のみの世帯が増加傾向で推移し、それ以外の親と子どもから成る世帯の割合が減少傾向にあります。そのなかでも、女親と子どもからなる世帯の割合は平成27年では12.2%と、平成12年に比べ3.8ポイント増加しています。

【 核家族世帯の内訳 】



資料：国勢調査



## (5) 働く女性の状況

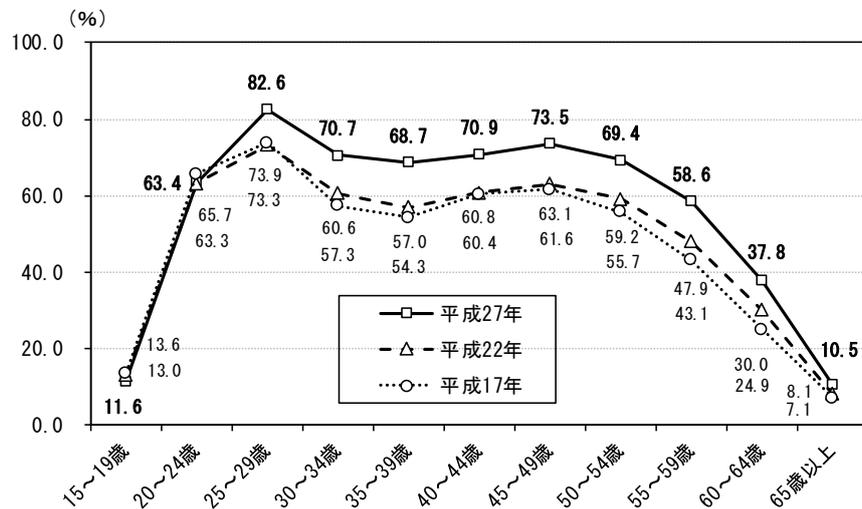
### ① 年齢別女性の労働力

#### ア 年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、近年、30歳から40歳の労働力率が上昇したことにより、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

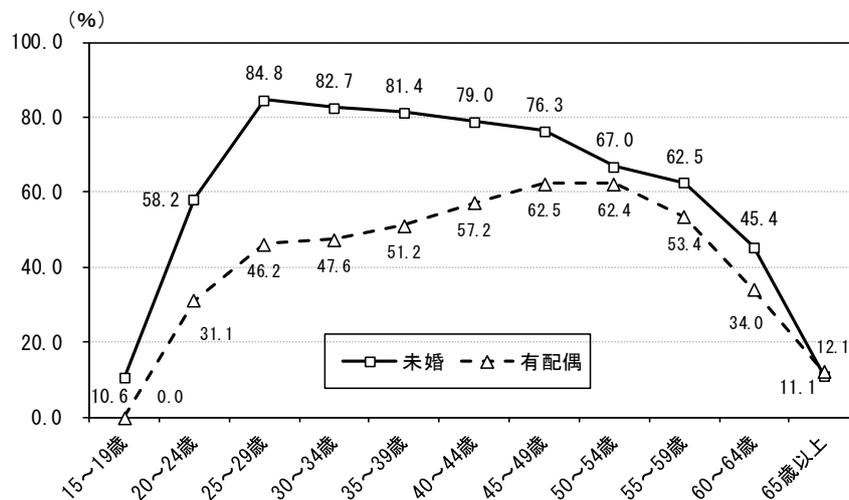
また、女性の未婚・有配偶別労働力率をみると、有配偶に比べ未婚の15歳から64歳において、労働力率が高くなっており、特に25～29歳で38.6ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・有配偶別労働力率（平成27年） 】



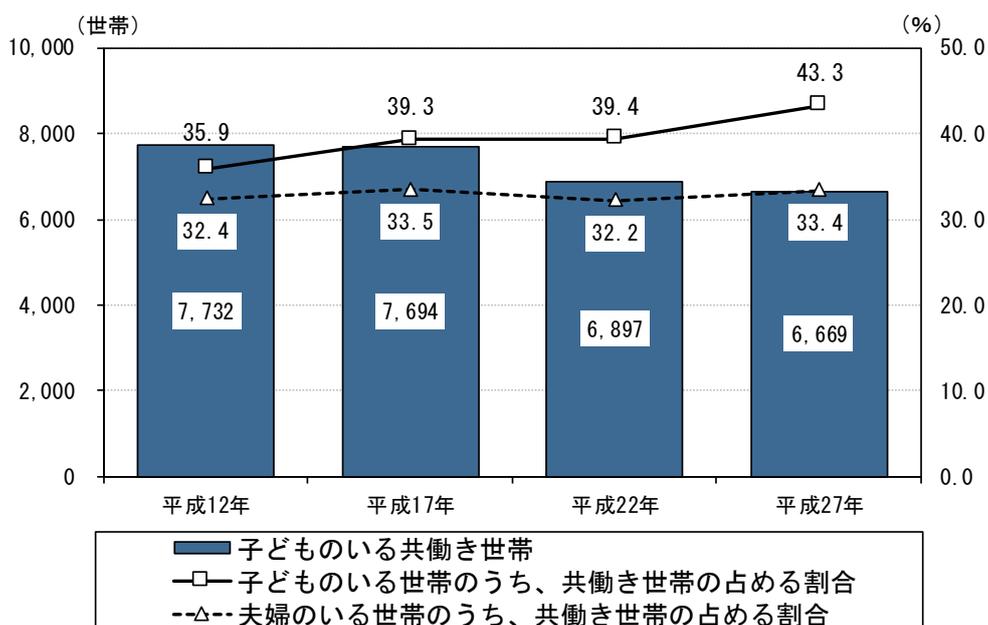
資料：国勢調査

## イ 共働き世帯の状況

共働き世帯の状況をみると、夫婦のいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は平成27年は33.4%と平成12年以降、横ばいで推移しています。

子どものいる共働き世帯をみると、平成12年以降、世帯数が減少しており、平成27年は6,669世帯で、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、平成12年以降上昇しており、平成27年は43.3%となっています。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査



## 2 保育サービス等の状況

### (1) 就学前児童の状況

#### ① 就学前児童の状況

ア 就学前児童の状況（平成31年4月1日現在）

本市の就学前児童の状況をみると、教育・保育施設に通わずに在宅で過ごしている児童については、0歳児で81.0%、1歳児で52.5%、2歳児で47.5%、3歳児で5.3%、4歳児で3.2%、5歳児で4.0%となっています。

【 就学前児童の状況（平成31年4月1日現在） 】

#### <認定区別児童数>

単位：人

	1号			2号			3号		
	5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
公立保育所	0	0	0	26	25	22	27	25	3
私立保育所	0	0	0	183	209	183	213	176	67
公立幼稚園	7	6	0	0	0	0	0	0	0
私立幼稚園	47	31	41	0	0	0	0	0	0
公立認定こども園	0	0	0	1	0	0	1	1	0
私立認定こども園	307	303	305	104	131	94	122	73	28
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	1	0	0
利用計	361	340	346	314	365	299	364	275	98
住民基本台帳登録人口	703	728	681	703	728	681	693	579	515

#### <年齢別児童数>

単位：人

	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
公立保育所	26	25	22	27	25	3	128
私立保育所	183	209	183	213	176	67	1,031
公立幼稚園	7	6	0	0	0	0	13
私立幼稚園	47	31	41	0	0	0	119
公立認定こども園	1	0	0	1	1	0	3
私立認定こども園	411	434	399	122	73	28	1,467
地域型保育事業	0	0	0	1	0	0	1
利用計	675	705	645	364	275	98	2,762
在宅等	28	23	36	329	304	417	1,137
住民基本台帳登録人口	703	728	681	693	579	515	3,899
在宅率	4.0%	3.2%	5.3%	47.5%	52.5%	81.0%	

資料：子ども子育て課（平成31年4月1日現在、私立幼稚園については令和元年5月1日現在、住民基本台帳登録人口は平成31年3月31日現在、在宅等は住民基本台帳登録人口から就園児数を差引いたもの）

## ② 待機児童数

### ア 保育所待機児童の推移

本市の待機児童については、平成31年4月1日現在で13人となっています。

#### 【 保育所待機児童の推移 】

単位：人・%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申し込み児童数	1,387	1,445	1,601	1,658	1,752
定員	1,373	1,476	1,653	1,664	1,710
利用児童数	1,361	1,392	1,582	1,638	1,715
待機児童数	0	0	0	8	13
在宅率	68.5	66.8	61.8	59.4	56.0
住民基本台帳登録人口	4,316	4,188	4,139	4,034	3,899

資料：子ども子育て課（平成31年4月1日現在、住民基本台帳登録人口は平成31年3月31日現在、在宅率は、住民基本台帳登録人口から利用児童数を引いたものの割合）

#### 【 年齢別待機児童数 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	8	0
2歳児	0	0	0	0	13
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	8	13

資料：子ども子育て課（各年度4月1日現在）

## (2) 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

### ① 保育所の状況

#### ア 施設数、入所児数の推移

本市には公立保育所が1園、私立保育所が11園あり、充足率は100%前後で推移しています。

#### 【 保育所の施設数、入所児数の推移 】

単位：園・人・%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立保育所数	1	1	1	1	1
私立保育所数	13	13	13	11	11
定員数	1,315	1,335	1,325	1,095	1,105
入所児数	1,347	1,314	1,313	1,109	1,154
充足率	102.4	98.4	99.1	101.3	104.4
0歳児	89	63	86	63	70
1歳児	237	262	210	211	201
2歳児	269	270	297	213	238
3歳児	258	231	253	236	204
4歳児	247	246	223	206	234
5歳児	247	242	244	180	207

資料：子ども子育て課（各年度4月1日現在）

## ② 幼稚園の状況

### ア 施設数、入園児童数の推移

本市には公立幼稚園が1園、私立幼稚園が1園あり、就学前児童の減少に伴い、入園児数も減少しています。

#### 【 幼稚園の施設数、入園児数の推移 】

単位：園・人・%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立幼稚園数	1	1	1	1	1
私立幼稚園数	6	5	1	1	1
定員数	2,230	1,910	505	505	505
入園児数	1,130	972	176	137	132
充足率	50.7	50.9	34.9	27.1	26.1
満3歳児	7	3	1	1	2
3歳児	306	288	44	29	39
4歳児	401	319	53	54	37
5歳児	416	362	78	53	54

資料：子ども子育て課（各年度5月1日現在）

### イ 在園市外園児数

本市に所在する幼稚園に在園する市外の園児数は、令和元年度で、74人となっています。

#### 【 在園市外園児数 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
満3歳児	1	3	0	1	1
3歳児	56	52	25	14	31
4歳児	39	61	20	26	14
5歳児	55	43	24	21	28
合計	151	159	69	62	74

資料：子ども子育て課（各年度5月1日現在）

### ③ 認定こども園の状況

#### ア 施設数、入園児数の推移

本市には私立認定こども園が 11 園あり、認定こども園数、定員数の増加に伴い、入園児数も概ね増加しています。

#### 【 認定こども園の施設数、入園児数の推移 】

単位：園・人・%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	4	5	9	11	11
定員数	285	491	1,454	1,717	1,736
入園児数	246	411	1,212	1,471	1,460
充足率	86.3	83.7	83.4	85.7	84.1
0 歳児	0	3	8	26	28
1 歳児	0	14	36	75	73
2 歳児	0	9	51	98	123
3 歳児	66	106	328	416	397
4 歳児	91	135	399	405	433
5 歳児	89	144	390	451	406

資料：子ども子育て課（各年度 4 月 1 日現在）

### ④ 障がい児保育の利用状況

#### ア 障がい児保育の利用状況

本市の障がい児保育の利用者は、平成 31 年度で 48 人となっています。

#### 【 障がい児保育の利用状況 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実利用人数	44	43	41	50	48

資料：子ども子育て課（各年度 4 月 1 日現在）

### (3) 認可外保育施設の状況

#### ① 認可外保育施設の状況

##### ア 施設数の推移

本市の認可外保育施設は、企業主導型保育事業実施施設が1施設、事業所内保育施設が3施設あります。

#### 【 認可外保育施設の施設数の推移 】

単位：施設

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
企業主導型保育事業実施施設	0	0	1	1	1
事業所内保育施設	3	3	3	3	3

資料：子ども子育て課（各年度5月1日現在）

### (4) 放課後児童会・放課後子ども教室等の状況

#### ① 小学校の状況

##### ア 学校数、児童数の推移

本市には小学校が13校あり、令和元年度の児童数は4,551人となっています。

#### 【 小学校数、児童数の推移 】

単位：校・人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数	13	13	13	13	13
小学校児童数	4,856	4,793	4,693	4,619	4,551
1年生	811	771	766	712	685
2年生	791	809	773	760	716
3年生	750	801	804	781	766
4年生	794	758	800	805	782
5年生	845	800	758	797	806
6年生	865	854	792	764	796

資料：教育指導課（各年度5月1日現在）

## ② 放課後児童会の状況

### ア クラス数、利用状況の推移

放課後児童会の利用状況の推移をみると、継続して入会児童数は増加傾向にあり、令和元年度の入会児童数は 1,051 人となっています。

#### 【 クラス数、利用状況の推移 】

単位：クラス・人・%

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
クラス数		29	31	31	31	30
小学1年生	入会希望人数	283	264	280	273	260
	入会児童数	283	264	280	273	260
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学2年生	入会希望人数	265	260	251	255	273
	入会児童数	265	260	251	255	273
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学3年生	入会希望人数	185	234	213	224	232
	入会児童数	185	234	213	224	232
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学4年生	入会希望人数	121	125	173	145	176
	入会児童数	121	125	173	145	176
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学5年生	入会希望人数	73	77	81	99	67
	入会児童数	73	77	81	99	67
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学6年生	入会希望人数	18	42	35	39	43
	入会児童数	18	42	35	39	43
	入会率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入会児童数合計		945	1,002	1,033	1,035	1,051

資料：地域教育推進課（各年度5月1日現在）

### ③ 放課後子ども教室の状況

#### ア 放課後子ども教室利用状況の推移

放課後子ども教室の利用状況をみると、平成 30 年度の参加児童数は 4,679 人、実施日数は 154 日となっています。

#### 【 放課後子ども教室利用状況の推移 】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加児童数	4,851	6,220	4,845	5,475	4,679
実施日数	176	196	162	168	154

資料：地域教育推進課

### (5) 児童虐待の状況等

#### ① 虐待相談の内容別件数等

##### ア 虐待相談の内容別件数等の推移

虐待相談の内容別件数等の推移をみると、平成 26 年度以降概ね増加傾向で推移しており、虐待の行為別では、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が特に多くなっています。

また、要支援児童、特定妊婦についても増加傾向で推移しています。

#### 【 虐待相談の内容別件数等の推移 】

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	26	24	27	31	29
性的虐待	2	3	3	2	4
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	16	22	41	25	40
心理的虐待	38	52	31	37	53
合計	82	101	102	95	126
要支援児童	73	92	95	175	167
特定妊婦	6	8	8	7	13
総合計	161	201	205	277	306

資料：子ども子育て課

### 3 子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

---

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査の目的

本計画の策定に向けて、本市における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

##### ② 調査対象

平成31年1月1日時点、本市在住の就学前児童の保護者2,000人、小学1～4年生の児童の保護者1,000人を住民基本台帳より無作為抽出

##### ③ 調査期間

平成31年1月15日から平成31年1月31日

##### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

##### ⑤ 回収状況

#### 【 回収状況 】

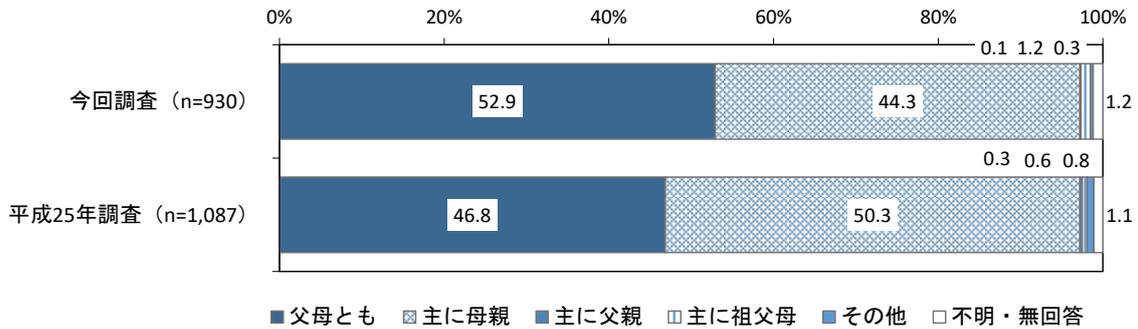
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前	2,000 通	930 通	46.5%
小学生	1,000 通	518 通	51.8%

## (2) お子さんご家族の状況について

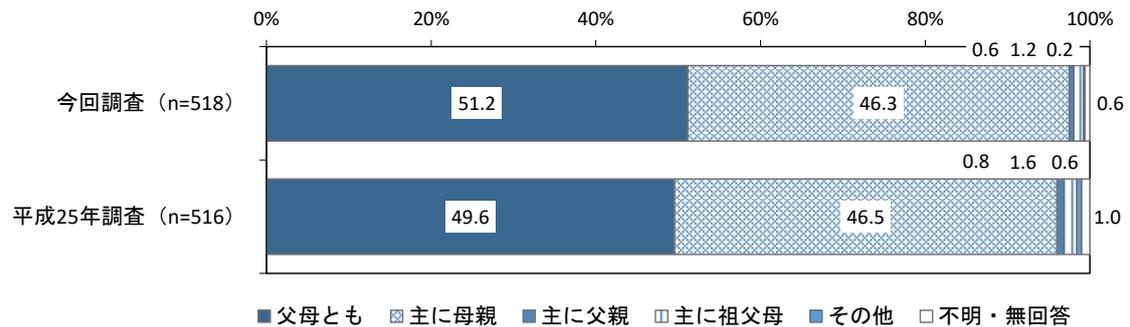
### ① 子育てや教育を主に行っている人

子育てや教育を主に行っている人について、就学前児童では、父母ともが52.9%で、平成25年調査より増加しています。

#### 【就学前児童調査】



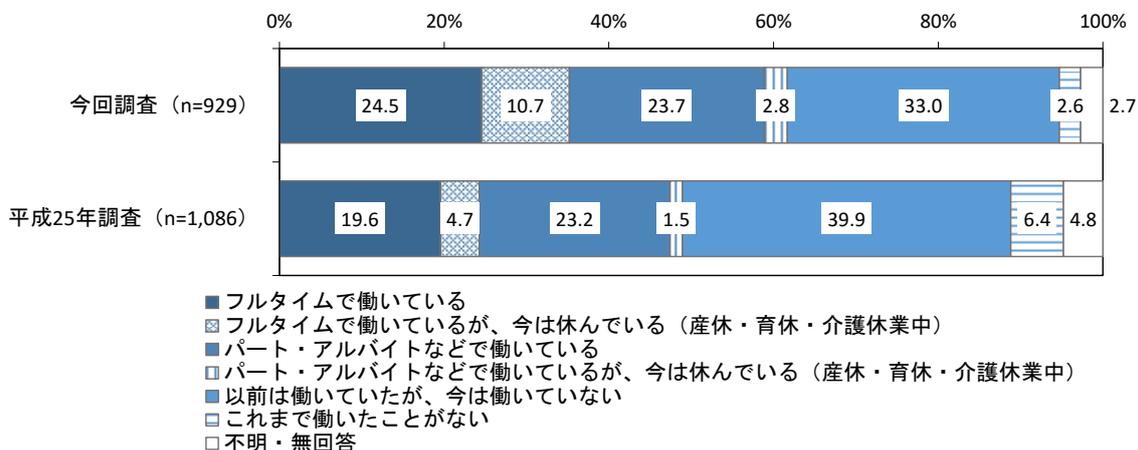
#### 【小学生調査】



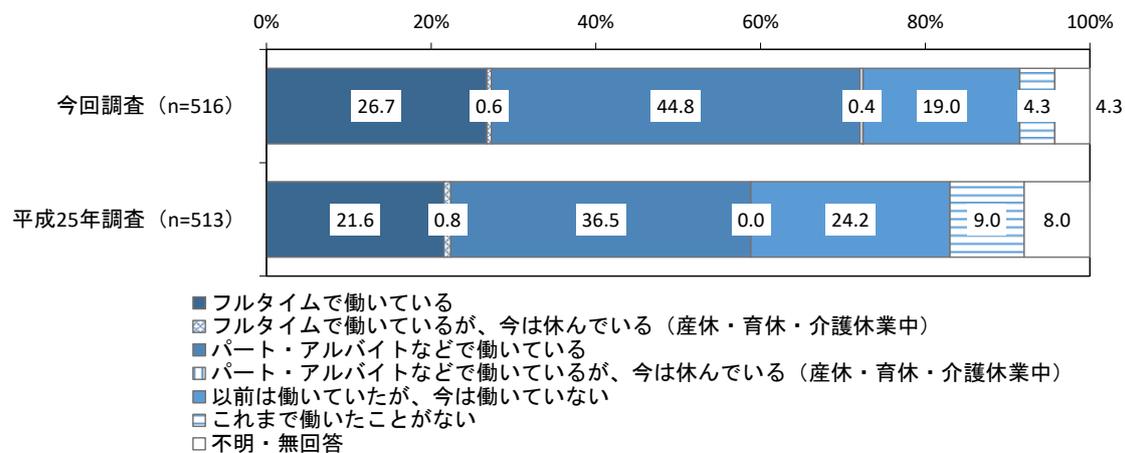
## ② 母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで働いている人が、就学前児童、小学生児童いずれも平成 25 年調査より増加しています。

### 【就学前児童調査】



### 【小学生調査】

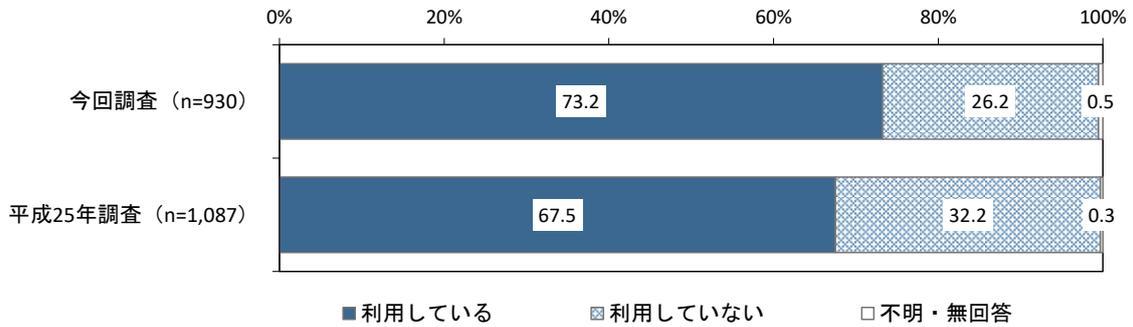


### (3) 平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用状況について

#### ① 平日利用している幼稚園・保育所など

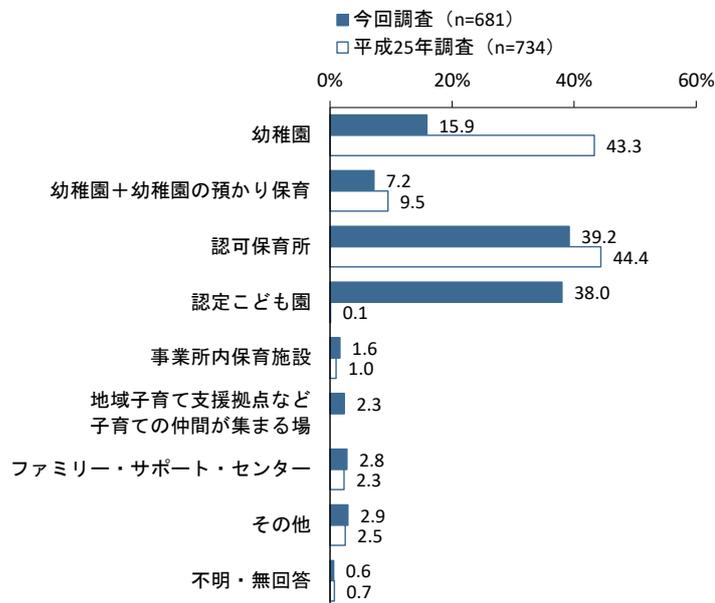
平日に、幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを定期的にご利用している人が平成25年調査より増加しています。

#### 【就学前児童調査】



年間を通じて平日に定期的にご利用している施設やサービスについては、「認可保育所」が39.2%で最も高く、次いで「認定こども園」が38.0%、「幼稚園」が15.9%と続いています。

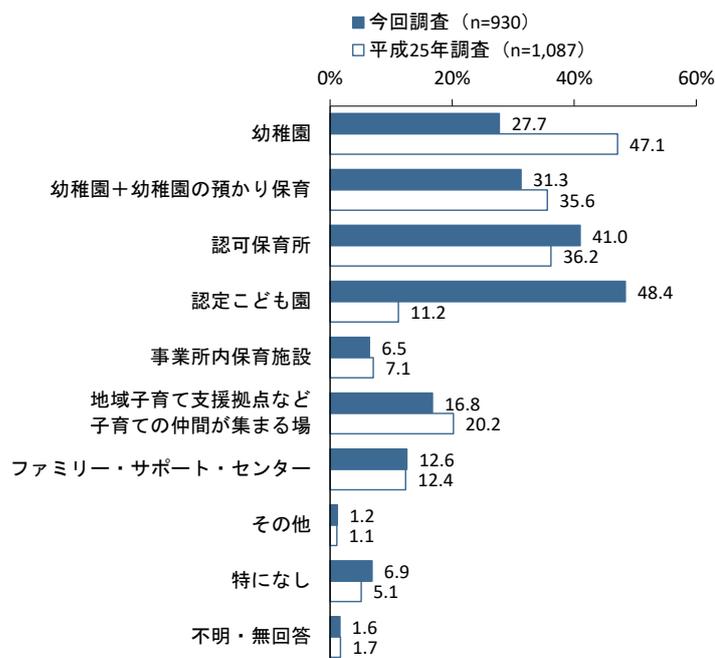
#### 【就学前児童調査】



## ② 平日利用したい幼稚園・保育所など

平日にお子さんに定期的に利用させたい、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスについては、「認定こども園」が48.4%で最も高く、次いで「認可保育所」が41.0%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が31.3%と続いています。

### 【就学前児童調査】

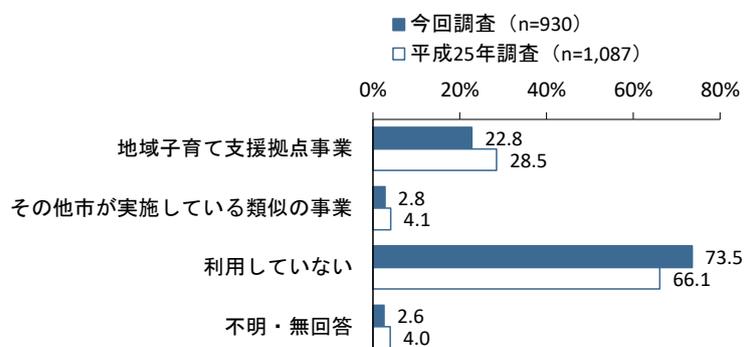


## (4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が73.5%で、利用していない人が平成25年調査より増加しています。

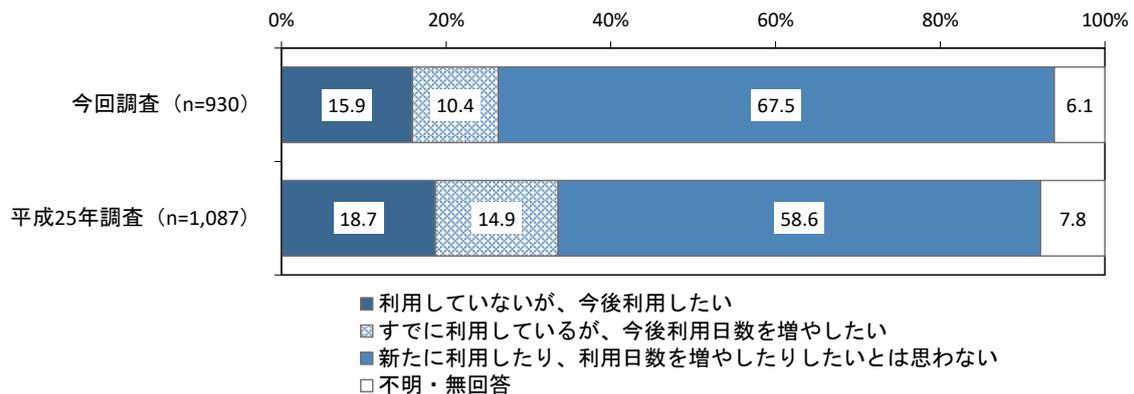
### 【就学前児童調査】



## ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が67.5%で、利用希望の無い人が平成25年調査より増加しています。

### 【就学前児童調査】

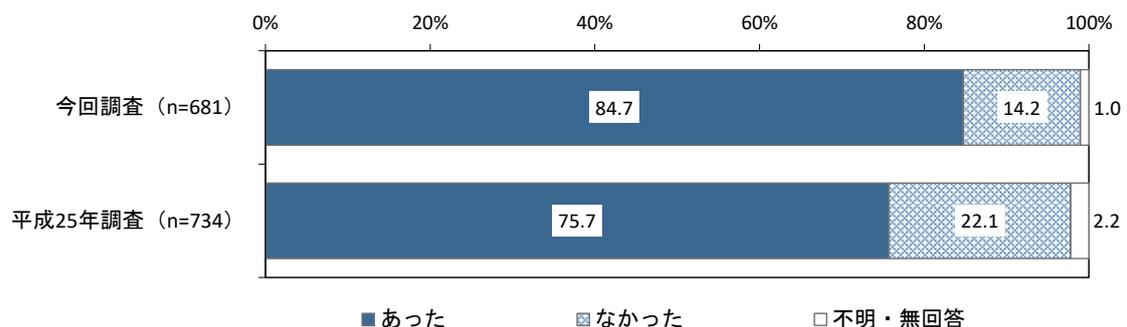


## (5) 緊急時の対処方法について

### ① 病気やけがで保育所や幼稚園が利用できなかったこと、その主な対処方法

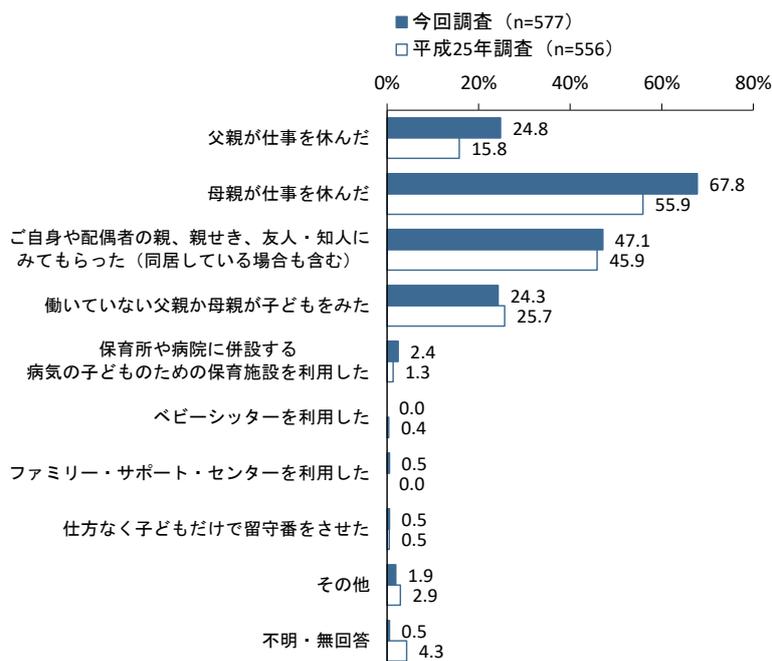
病気やけがで、幼稚園や保育所などの施設やサービスを利用できなかった経験については「あった」が84.7%で、平成25年調査より増加しています。

### 【就学前児童調査】



病気で幼稚園や保育所などの施設やサービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が67.8%で最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が47.1%、「父親が仕事を休んだ」が24.8%と続いており、「母親が仕事を休んだ」では、平成25年調査よりも増加しており、最も差が大きくなっています。

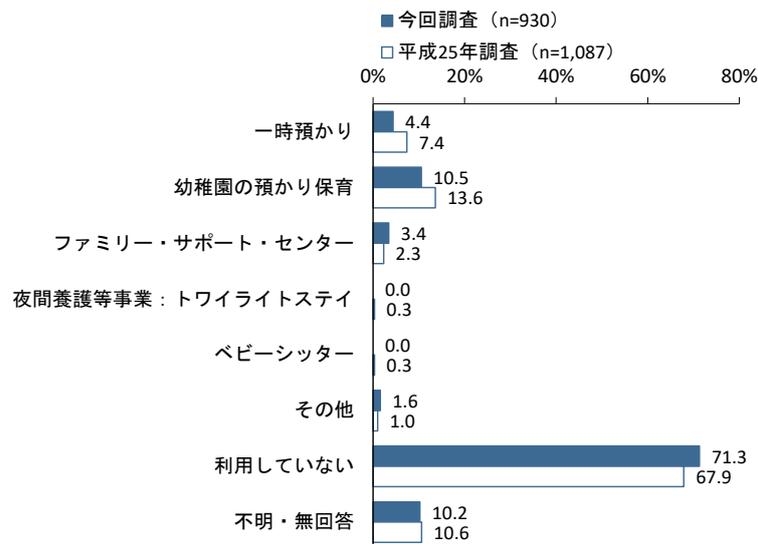
### 【就学前児童調査】



## ② 不定期に利用した子どもを預かるサービス

不定期に利用した子どもを預かるサービスについては、「利用していない」が71.3%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が10.5%、「一時預かり」が4.4%と続いており、利用していない人が平成25年調査よりも増加しています。

### 【就学前児童調査】



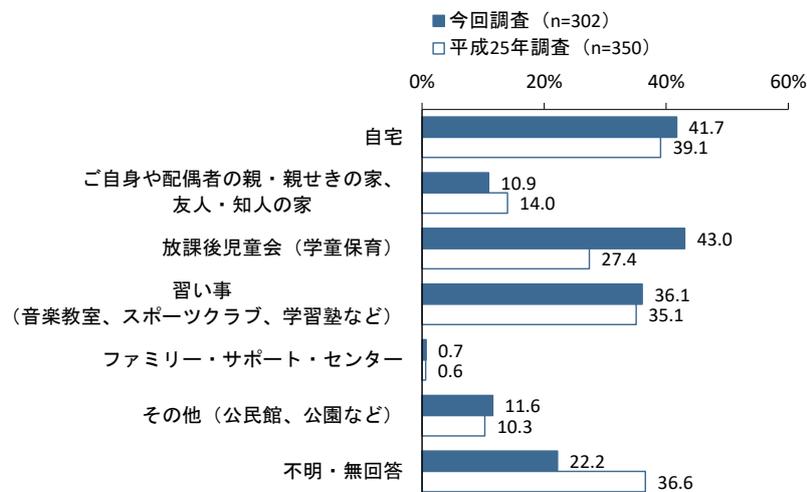
## (6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

### ① 小学校にあがってからの希望

#### ア 小学校低学年（1～3年生）

小学校にあがってからの希望について、低学年（1～3年生）では、「放課後児童会（学童保育）」が43.0%で最も高く、次いで「自宅」が41.7%、「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が36.1%と続いており、「放課後児童会（学童保育）」が平成25年調査よりも増加しています。

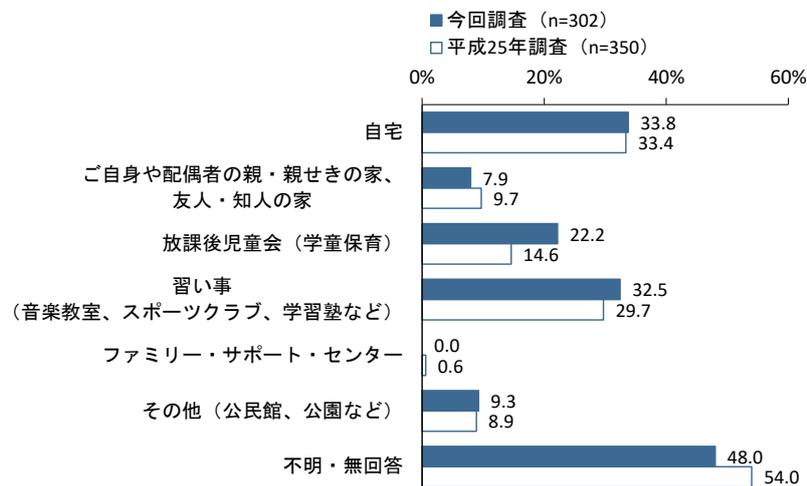
#### 【就学前児童調査】



#### イ 小学校高学年（4～6年生）

小学校にあがってからの希望について、小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が33.8%で最も高く、次いで「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が32.5%、「放課後児童会（学童保育）」が22.2%と続いており、「放課後児童会（学童保育）」が平成25年調査よりも増加しています。

#### 【就学前児童調査】

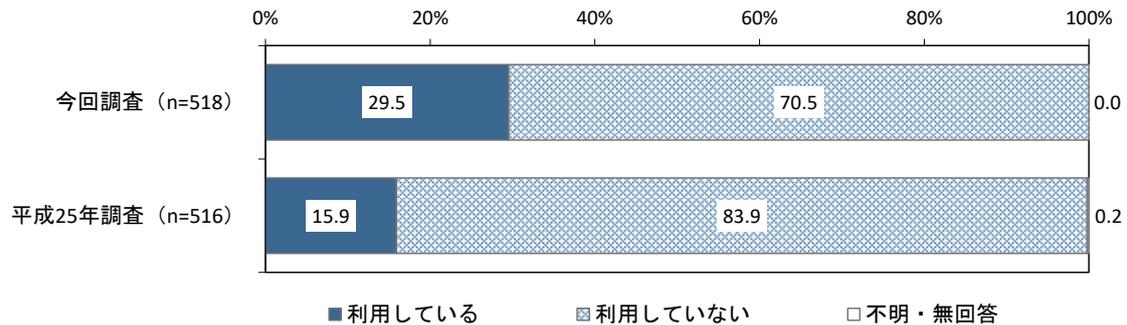


## (7) 小学生の放課後児童会（学童保育）の利用について

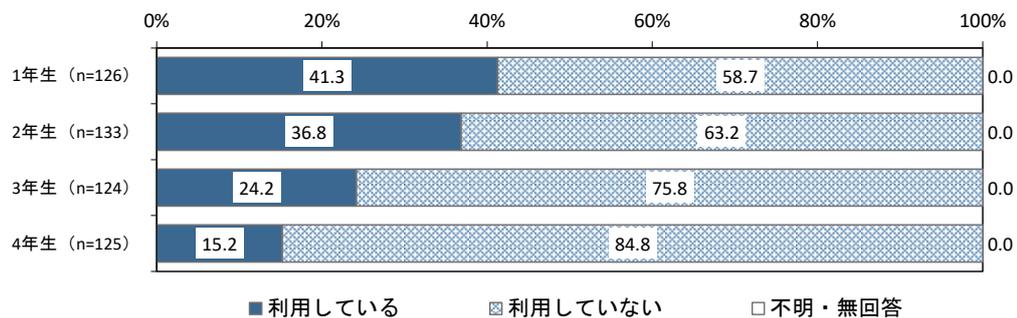
### ① 放課後児童会（学童保育）の利用状況

放課後児童会（学童保育）の利用状況については、利用している人が29.5%で、平成25年調査よりも増加しています。また、利用している人は、低学年ほど割合が高くなり、1年生では41.3%となっています。

#### 【小学生調査】



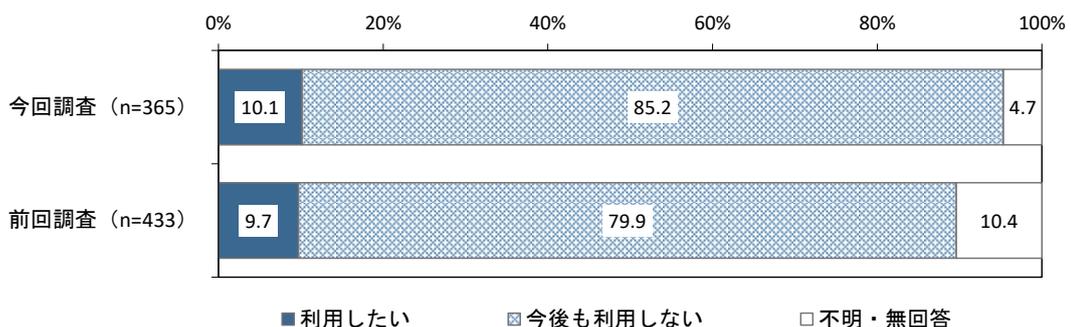
#### 【小学生調査 学年別】



### ② 未利用者の放課後児童会（学童保育）の利用希望

放課後児童会（学童保育）を利用していない人の利用希望については、利用したい人が10.1%で平成25年調査と大きな差はみられません。

#### 【小学生調査】

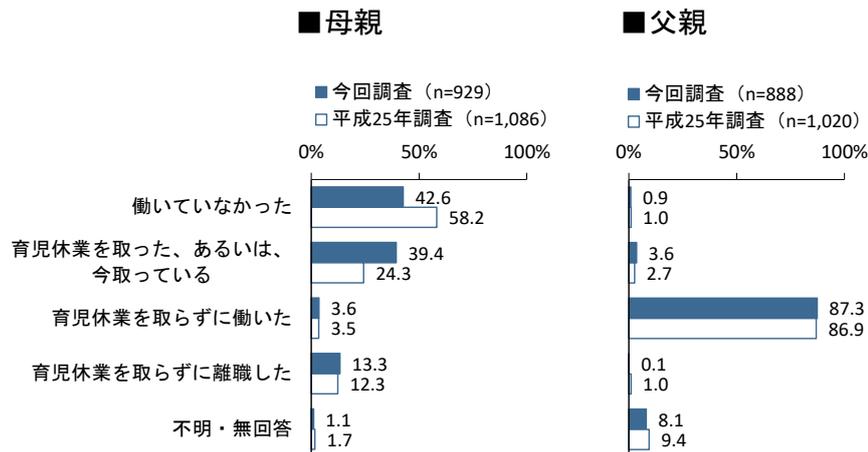


## (8) 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数について

### ① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

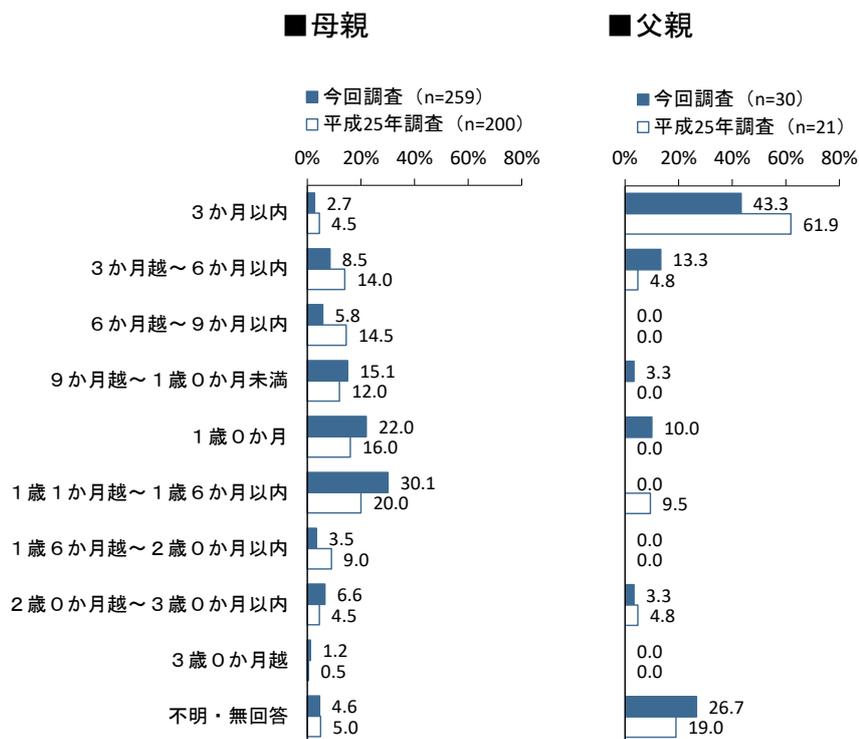
育児休業の取得状況について、母親では育児休業を取得した人が39.4%、父親では3.6%となっています。

#### 【就学前児童調査】



育児休業の取得日数について、母親では「1歳1か月越～1歳6か月以内」が30.1%で最も高く、父親では「3か月以内」が43.3%で最も高くなっています。

#### 【就学前児童調査】

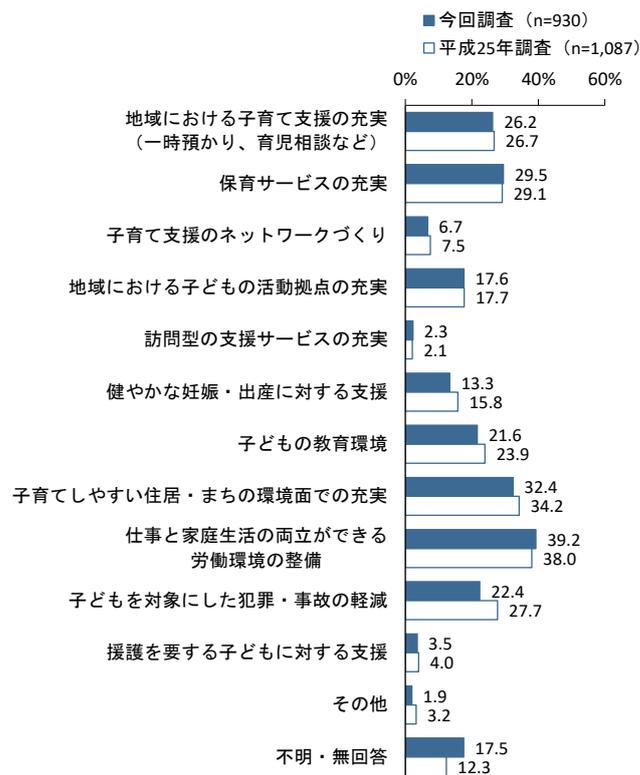


## (9) 子育て全般について

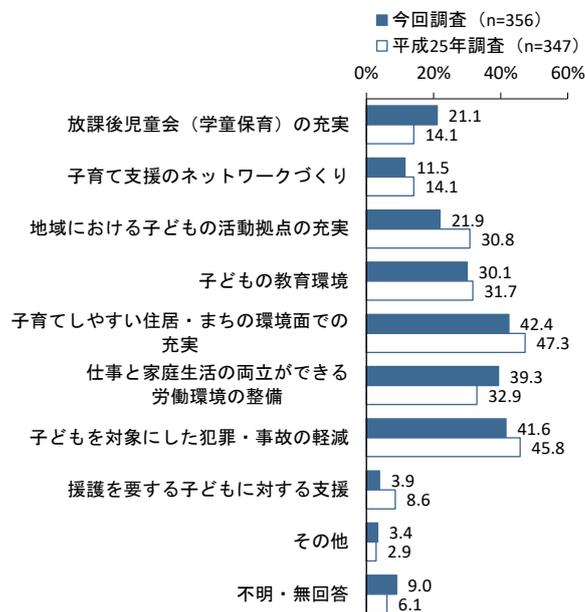
### ① 子育てで必要な支援・対策

子育てをするなかでどのような支援・対策が有効と感じているかについては、就学前児童調査では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が39.2%で最も高く、小学生調査では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が42.4%で最も高くなっています。

#### 【就学前児童調査】



#### 【小学生調査】



## 4 第1期計画の評価および課題のまとめ

### (1) 子ども・子育て支援事業の進捗状況

第1期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと、それに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

#### ① 教育・保育の量の見込みと確保

##### ア 教育・保育の量の見込みと確保

単位：人

		1号認定*	2号認定	3号認定
平成27年度	見込み量	1,577	810	678
	確保量	1,576	791	611
	実績値	1,525	766	705
平成28年度	見込み量	1,537	790	664
	確保量	1,420	986	686
	実績値	1,470	765	761
平成29年度	見込み量	1,506	774	652
	確保量	1,333	1,050	699
	実績値	1,252	898	827
平成30年度	見込み量	1,478	759	785
	確保量	1,333	1,050	706
	実績値	1,012	963	795
令和元年度	見込み量	1,449	744	775
	確保量	1,333	1,050	710
	実績値	915	972	732

1号認定については各年度5月1日現在 2号・3号認定については各年度4月1日現在

※保育の必要性はあるが教育希望が強いものを含む

##### イ 保育利用率

単位：%

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
0～2歳児保育利用率	29.5	34.7	33.8	38.3	35.1	41.1	36.2	41.7	37.3	41.0

各年度4月1日現在

## ② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### ア 時間外保育事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人	774	672	920	836	948	865	936	1,107
実施箇所数 (確保方策)	か所	18	17	22	18	23	22	23	22
提供量	人	774	672	920	836	948	865	936	1,107

各年度末現在

### イ 放課後児童健全育成事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人	910	945	899	1,002	894	1,033	878	1,035
実施箇所数 (確保方策)	か所	29	29	29	31	29	31	29	32
提供量	人	910	945	899	1,002	894	1,033	878	1,035

各年度 5 月 1 日現在

### ウ 子育て短期支援事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量 (実人数)	人	2	5	2	3	2	5	2	0
実施箇所数 (確保方策)	か所	4	4	4	4	4	4	4	4
提供量 (延べ人数)	人	2	9	2	33	2	27	2	0

各年度末現在

エ 地域子育て支援拠点事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人回	53,385	49,913	52,302	61,943	51,296	58,404	50,239	58,122
実施箇所数 (確保方策)	か所	6	6	6	6	6	6	6	6
提供量	人回	53,385	49,913	52,302	61,943	51,296	58,404	50,239	58,122

各年度末現在

オ 幼稚園における一時預かり事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人日	84,000	105,106	81,800	57,080	80,200	33,804	78,700	22,401
実施箇所数 (確保方策)	か所	10	10	12	10	12	10	12	10
提供量	人日	84,000	105,106	81,800	57,080	80,200	33,804	78,700	22,401

各年度末現在

カ 保育所等における一時預かり事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量 (在園児対象を除く 一時預かり)	人日	6,100	6,143	5,970	3,954	5,850	3,797	5,730	3,712
提供量	人日	6,100	6,143	5,970	3,954	5,850	3,797	5,730	3,712
一時預かり事業(在 園児対象型を除く)	人日	5,400	6,143	5,380	3,954	5,270	3,797	5,160	3,712
子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対 応強化事業を除く)	人日	700	0	590	0	580	0	570	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステ イ)	人日	0	0	0	0	0	0	0	0

各年度末現在

キ 病児保育事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人日	98	108	96	184	94	165	92	140
実施箇所数 (確保方策)	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
提供量	人日	98	108	96	184	94	165	92	140

各年度末現在

ク ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人日	527	193	519	410	514	542	508	435
提供量	人日	527	193	519	410	514	542	508	435

各年度末現在

ケ 利用者支援事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施箇所数 (確保方策)	か所	2	1	2	2	2	2	2	2

各年度末現在

コ 妊婦健康診査

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニーズ量	人	646	661	631	652	622	549	607	528
	回	7,481	7,731	7,307	7,880	7,203	6,459	7,029	6,493

各年度末現在

サ 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
推計値	人	646	583	631	574	622	518	607	532

各年度末現在

シ 養育支援訪問事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
推計値	家庭	4	5	4	5	4	6	4	6
	回		25		27		36		48

各年度末現在



## (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第1期計画で示された4つの基本目標について、それぞれの施策の進捗状況や課題、方向性を整理しました。

### ① 子どもの生きる力の育成

#### ア 子どもの人権擁護の推進

- いじめや体罰、親の養育放棄など、子どもに対する人権侵害事象は依然として発生しており、加えて「インターネットやSNSによる人権侵害」等の新たな人権課題への対応が求められています。
- 児童虐待防止の推進については、虐待等により、見守りが必要な児童が増加しているため、家庭や学校、地域が連携し、一体となって子どもを虐待から守る環境づくりに努め、関係機関との連携および見守り体制のさらなる強化が必要です。

#### イ 子ども生きる力の育成に向けた教育の推進

- 集団の中での学びを通して、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の基礎や、豊かな社会性が育まれるよう、発達段階に応じた質の高い教育のさらなる充実が必要です。
- 多様化する子どもの悩みに対し、スクールカウンセラーやハートフルアシスタントを配置するなど、相談体制の充実を図るとともに、地域において子どもの生活環境のさらなる改善が必要です。

#### ウ 子ども居場所づくりの推進

- 学校施設の開放条件の整備と施設利活用の推進については、地域のコミュニケーションづくりや健康づくりのため、また、地域住民が自主的にスポーツができる場として、学校開放事業を実施しています。
- 放課後児童対策については、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる体制づくりが必要です。

#### エ 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

- 関係機関のネットワーク体制の充実については、支援目標や情報の共有を目的とした個別支援会議や河内長野市障がい者地域自立支援協議会子ども部会などが開催されています。
- サポートブック「はーと」の活用を通じて、関係機関のネットワーク体制の充実と研修等を推進することなど、保護者へのさらなる支援が必要です。

## ② 子どもの健やかな成長支援

### ア 子どもや母親の健康づくりの充実

- ・妊産婦への支援については、少子化や市外転出で子どもの数が減少しているなかで、安心して子どもを産み、育てていきたいと思えるような取り組みを増やし、少子化対策につなげていく必要があります。
- ・出産・育児相談の充実については、産後、育児に関して不安を持つ人を関係機関等と連携してサポートすることで、子育て家庭が、健やかな育児ができるようにすることが必要です。

### イ 思春期保健対策の充実

- ・相談体制の充実については、社会の変容や複雑・多様化する学校の課題に対し、教員が指導力を一層発揮できるよう、学校組織全体の総合力を高める必要があります。

### ウ 小児医療の充実

- ・小児救急医療体制の充実については、引き続き、南河内南部広域小児急病診療体制の確保が求められています。
- ・「かかりつけ医」等の普及による予防的取り組みの推進については、核家族化の影響により、子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちで、相談体制の充実が必要となっています。

### エ 食育の推進

- ・健康的な食生活についての啓発、食に関する情報発信については、保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校で取り組み、食育の推進を図ります。
- ・楽しく食卓を囲む家庭での団らんの大切さについては、家族で一緒に食事を作るなど、子どもとの共食の機会が増えるように、様々な機会を通じて、普及啓発を実施します。

### オ 次代の親の育成

- ・次代の親となっていく子どもたちが、道徳性や生活態度を身につけ、親や家族について学び、家庭教育についての理解が深まるよう、学習の機会を提供することが必要です。
- ・市内の小・中学生や高校生が、乳幼児や育児中の保護者に話を聞いたり、触れ合うなかで、子育ての大変さ、親への感謝やいのちの重み、他者を思いやる気持ちを持つことにより、自己肯定感を育む「いのちはぐくむ交流授業」を実施しています。

### ③ 家庭における子育て・親育ちへの支援

#### ア 家庭における子育て・子育て力の充実

- 子育てに関する悩みや不安について相談できる身近な存在として、保育所・幼稚園・認定こども園の相談機能の充実を図り、支援できる体制を整えます。

#### イ ひとり親家庭の自立支援の推進（ひとり親家庭自立促進計画）

- ひとり親家庭における生活支援の充実については、ひとり親家庭の父または母に対し、安定した生活を送れるよう児童扶養手当の支給や、就労に役立つ資格取得に向けた支援を行っています。特に、資格取得支援については、今後も利用促進を図ります。
- 児童扶養手当の全部支給者の割合は過半数を超えており、無職または非正規雇用の者が多いことから、自立し安定した生活を送るため、より収入が高い正規雇用として就労できるような支援が必要です。

#### ウ 子育てへの経済的負担の軽減

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などを実施し、経済的な困窮家庭に対する支援の充実を図りました。その一環として、平成28年度から子どもの学習支援事業（現「子どもの学習・生活支援事業」）、家計改善事業、ひきこもり支援事業、就労準備支援事業等を開始しました。潜在的な生活困窮者を把握することが困難であるため、制度の周知やこれらの方々の掘り起こしが必要です。
- 平成27年4月1日から子ども医療費助成制度における助成対象年齢を拡充し、0歳から15歳までの子どもを抱える家庭に対し、通院費および入院費の一部を助成しています。今後も必要とする医療を容易に受けることができる、安心できる医療体制の充実を図ることが必要です。

### ④ 地域の子育て環境づくり

#### ア 地域の子育て力の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放や地域事業の充実については、関係機関が連携し、地域事業や子育てサロン等を実施し、地域全体で子育て家庭を支援する仕組みを推進します。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実については、提供会員の確保と会員のスキルアップが求められています。
- 男女が共に子育てに取り組む社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画に向けての意識啓発と理解促進の取り組みが必要です。

## イ 子育てと仕事の両立支援

- 保育ニーズへの対応については、受け入れ態勢の充実と待機児童の解消が課題となっています。
- 保育内容の充実については、多様な教育・保育の提供ができるよう、保育事業者と連携して、充実を図ることが求められています。
- 放課後児童会の充実については、入会児童数の状況等を踏まえながら、適切な運営を図ります。
- 仕事と家庭生活などの両立支援を進め、家庭・地域への男女共同参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めることが必要です。

## ウ 子育てを支援する生活環境の充実

- 良好な居住環境の確保については、定住転入を促進するための施策の充実が必要です。
- 市内の都市公園は、昭和 40 年代以降の団地開発に伴うものが多く、開設から約 45 年以上経過する公園が約 4 割を占めます。これらの公園施設は、耐用年数をほぼ同時期に迎えるため、安全・安心して利用するためには、計画的な維持管理が必要です。そこで、市内の都市公園のうち、大規模な公園や開発団地内の公園を中心とした 62 箇所の公園については「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を行います。

なお、開設から約 45 年が経過していない公園は、公園長寿命化計画の対象外となりますが、これらの公園についても、日常点検や定期点検を行いながら施設の状況を把握し、利用者が安全・安心して利用できるよう日常管理に努め、必要に応じて施設の改修、場合により撤去を行います。

- 安全・安心な「交通」環境等の整備の推進については、高度経済成長期に造られた橋梁や道路が更新時期を迎え、修繕箇所が増加するなかで、優先度の高いものから順に、整備を行うことが必要です。
- 交通安全を確保するための活動の推進については、自転車に関連する交通事故の増加が社会問題化していることから、交通安全対策の充実を図ることが必要です。

## エ 子どもの安全・安心な環境づくりの推進

- 地域の総合的な見守りネットワークの充実については、子どもの健全育成に関する取り組みをさらに推進し、広く市民に周知することで、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む体制のさらなる強化を図ることが必要です。

- 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進については、新しいホームページやSNSを使った情報提供の推進等、若者が社会参画しやすい環境づくりのさらなる推進を図ることが必要です。
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進については、警察や関係団体と連携し、犯罪の発生状況に応じた防止策が求められています。

### **(3) 課題のまとめ**

#### **① 待機児童の解消**

平成31年4月1日時点において待機児童が発生しています。待機児童数ゼロを目指し、地域の状況を分析し、保育ニーズの高い0歳から2歳児の利用定員数を増加させるべく、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を検討するなど、地域の状況に応じた対策が必要です。

また、保育の担い手である保育士の人材不足が深刻化しており、保育士の供給数は必要水準に達していないことから、潜在保育士の活用を図る必要があります。

#### **② 保育ニーズの増加と多様化への対応**

児童数が減少する一方、女性の就業率が上昇し、保育ニーズが高まっています。3歳未満の児童の保育ニーズの増加への対応をはじめ、施設・サービス利用者の緊急時への対応や、一時預かり事業や病児保育事業などの多様な保育サービスが求められています。

#### **③ 子どもの居場所づくり**

保護者の共働きの増加や核家族化により、放課後児童会の利用希望者が増加しています。

放課後児童会の施設および体制の整備や放課後の児童の安全な居場所の確保等、総合的な放課後対策の充実が求められています。

#### **④ 切れ目のない支援**

子育て家庭の様々な不安や負担を和らげるため、妊娠期から子育て期に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。様々な関係機関等の連携をさらに推進する必要があります。

また、各種施設、制度、相談窓口についてさらなる周知を行い、活用してもらう必要があります。

## ⑤ 地域の子育て支援の強化

仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備や行政と民間団体、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実など地域社会全体で子育て家庭を支える支援が求められています。行政が主導し、地域住民の活動を連携、協働し、様々な支援が総合的につながる体制づくりをさらに進めていく必要があります。

## ⑥ その他の課題

少子化により子どもの数が減少していますが、その一方で、労働力不足や経済的な理由から子育て家庭において共働き家庭が増加し、待機児童が発生しています。アンケート調査の結果からも子どもの年齢が、1歳6ヶ月以内までに復帰する保護者の割合が、全体の84.2%を占めていることがわかりました。このことから、0歳から2歳の保育ニーズが増大し、当初計画のニーズ量と乖離が生じたため、平成29年度に量の見込みを修正した経緯があります。本計画においては、就学前児童の人口動向や保育のニーズ量を適切に見込む必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

# 子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。子どもを一人の人間として尊重し擁護すること、また、「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」（平成6年条約第2号）に定めるように、常に子どもの最善の利益を考慮した上で、取り組みを行うことが、大人の責務といえます。

愛情をもった対話と理解によって子どもの健やかな成長を育んでいくためにも、親も親として成長していくことが大切です。

また、保護者が子どもの養育および発達について第一義的な責任を有し、子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、次代を担う子どもの健全育成を図るためには、地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めなければなりません。

本市では、平成22年3月に「教育立市宣言」を行い、「子育てのまち河内長野」の実現に向け、子育て支援の施策に取り組んでいます。子育て・子育てに一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”をめざし、第1期計画の基本理念である『子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市』を引き続き継承し、本市の子育て支援の施策を推進します。

## 2 基本的な視点

---

第1期計画において、「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野」を基本理念に掲げ、「(1)『子育て』できる環境づくり」「(2)『親育ち』が促進される地域の体制づくり」「(3)人と人とのつながりのある地域づくり」の3つを基本的な視点として目標を定めて取り組みを推進してきました。

本計画においても、これを踏まえながら、子どもの貧困対策を新たに加えるとともに、社会的な問題となっている児童虐待の防止を総合的な視点とします。

### (1) 「子育て」できる環境づくり

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

### (2) 「親育ち」が促進される地域の体制づくり

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

### (3) 人と人のあるつながりのある地域づくり

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所、幼稚園や認定こども園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

### 3 基本目標

---

基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

#### 基本目標1 子どもの生きる力の育成

- 子どもの人権を守る教育を推進し、虐待やいじめの防止に取り組みます。
- 幼児教育から初等教育へと円滑に移行できるよう、保育所や認定こども園等と小学校との連携を強化します。
- 青少年の健全育成を推進するため、地域、家庭、学校との連携を図ることで、その機会の充実を図っていきます。
- インクルーシブ教育の理念に基づき、すべての子どもが教育を受ける権利を確保するために、必要かつ合理的な配慮を行い、適切な教育環境の充実に取り組みます。

#### 基本目標2 子どもの健やかな成長支援

- 母子保健部門等関係機関との連携を強化し、すべての子どもとその家庭に、切れ目のない細やかな支援の拡充を図ります。
- 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や交流の場を提供します。
- 関係機関との連携を強化し、小児医療の充実に努めます。
- 次代を担う子どもたちに食育を推進し、正しい食習慣の普及啓発を図ります。
- 子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育み、親や家庭について学び、家庭教育についての理解が深まるよう、学習の機会を提供します。

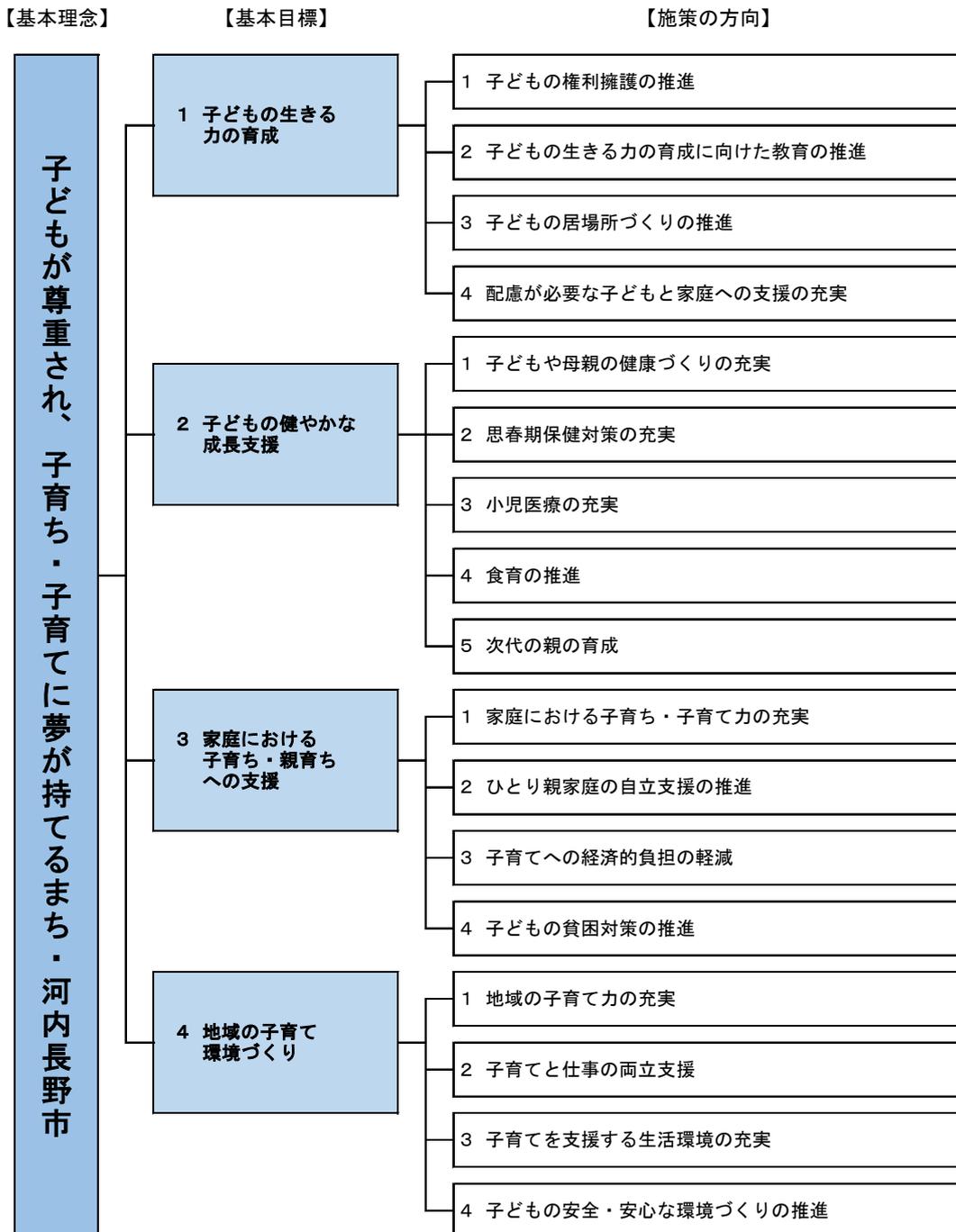
### 基本目標 3 家庭における子育て・親育ちへの支援

- 関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支援する体制を整備します。
- 子育て中の親の孤立を防ぎ、子育ての不安や負担感を解消し、切れ目のない継続的な支援を実施します。
- 子育てにかかる経済的負担を軽減し、経済的に困窮している家庭に対する支援の充実を図ります。

### 基本目標 4 地域の子育て環境づくり

- 地域全体で子どもを支える取り組みにより、子育てと仕事が両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。
- 各世代に対応した就労支援を進めるとともに、様々な相談内容に対応できるよう、体制の整備と充実を図ります。
- 公園や道路については、各施設について、長寿命化修繕計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- 関係団体や警察とのさらなる連携強化を図り、交通事故をなくす運動の取り組みや防犯意識の向上と犯罪状況に応じた防止策を講じます。
- 気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士がともに支え合い、情報を交換し学び合う地域に根ざした活動の場を広げることで、地域全体での見守り体制の充実が図られ、子どもたちが安心して安全に過ごせる居場所づくりを強化します。

## 4 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの生きる力の育成

#### 施策の方向1 子どもの権利擁護の推進

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。子どもの最善の利益を考え、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、本市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援を進めるため、子どもの人権に関する教育の推進や啓発活動を進めます。

特に、児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の未然予防と早期発見に努め、子育て家庭の様々な意味での孤立を防ぐための対策を行います。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	子どもの人権の尊重	子どもの人権を守る教育の一環として、虐待・暴力行為への対処や、いじめの防止に対応した取り組み等を今後も継続して実施します。
2	人権啓発活動の推進	「人が人として生きる権利」は、大人でも子どもでも変わりありません。様々な人権課題について、啓発イベントや広報紙などで情報発信を行うとともに、身近な小中学校、公民館などで、学習機会の提供に努めます。
3	児童虐待防止の推進	児童虐待を防止するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、大阪府子ども家庭センターなどの関係機関や他の事業との情報共有や連携を図りながら、要保護児童の実態把握、見守り活動等、具体的な援助方法についての意見交換および啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止の取り組みを推進します。 また、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待対応のみならず、産前産後の支援に至るまで、すべての子どもおよび妊産婦等の家庭の相談をチームで支援する体制を整えます。
4	配偶者に対する暴力の防止の推進	男女共同参画センターで実施している女性相談を周知するとともに、DV被害者への支援の充実を図り、DVの防止および被害者等の支援施策の実施に取り組みます。

## 施策の方向 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

幼児期および学齢期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団のなかでの学びを通して、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の基礎や、豊かな社会性が育まれるよう、発達段階に応じた質の高い教育の充実を進めます。

また、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校などの教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携のさらなる充実に努めます。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	確かな学力と豊かな心を育む教育活動の推進	確かな見通しを持って、たくましく生きるための力、確かな学力、豊かな心、道徳心、健やかな体等を自ら求めようとする意欲や態度を育み、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に向けて、各学校・園において地域や学校の実情に応じた教育活動を推進します。
2	健康や体力を向上する活動の推進	子どもたちの健康・体力づくりに取り組むとともに、気軽にスポーツに親しめるよう親子を対象としたスポーツ事業を実施します。
3	幼児期の教育の推進	幼児期の発達段階に応じ、豊かな感性を養うとともに基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を培う教育を推進し、幼児期の教育から義務教育へと円滑に移行できるよう、各園と小学校との連携のさらなる充実に努めます。
4	子どもの健全育成のための取り組みの推進	子どもの問題行動の解決のため、地域における子どもの生活環境の改善を図るとともに、子どもと地域の大人とのつながりを積極的に作ることで、子どものころから地域への愛着を持つことができる取り組みを進めます。
5	読書活動の推進	4か月児健康診査時に絵本の読み聞かせなどを実施し、積極的にいつでも、どこでも、誰でもが読書活動を行うことができる環境を整備します。

### 施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進

地域のなかでの公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域のなかで安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

放課後児童対策については、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる体制づくりを推進します。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	生涯学習施設や公園等の施設利活用の推進と整備	地域の公民館やコミュニティセンター、公園など、子育てに有効なコミュニティ活動の拠点について、今後も維持・補修を継続し、有効活用に努めます。 また、公民館では、子どもが継続的に活動できる場（機会）を提供する「公民館子ども教室」、夏休みには、様々な体験の機会を提供する「夏休み子ども教室」を継続して展開します。
2	学校施設の利活用の推進	学校施設を学校教育の場としてだけでなく、学校や子どもの教育を支える地域の生涯学習の場として、また、地域との協働・交流を図る教育資源として有効活用を進めます。 学校施設を社会教育の活動の場として開放し、子どもがさまざまな体験や活動を行うことができる場所づくりに努めます。
3	新・放課後子ども総合プランの推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童会および放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施していくことを地域の団体等の協力を得ながら進めます。
4	自然体験・ボランティア体験等体験活動の機会の充実・拡大	青少年リーダー等の協力を得て自然体験や学習事業等を継続し、新しい人との出会いを通じて、子どもたちの豊かな感性を育めるよう努めます。
5	子ども食堂をはじめとした、地域食堂との連携	子どもだけでなく地域の誰もが参加できるみんなの食堂として、地域のボランティア団体が社会福祉協議会の支援を受けて、地域コミュニティ活性化等の役割を担う食事の場を提供するとともに、子どもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。

## 施策の方向 4 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

近年、保育所・幼稚園・学校において、発達障がいなど配慮が必要な子どもが増加の傾向にあります。従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉スペクトラム症、注意欠如多動症等）を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療的ケアを必要とする子どもの支援の充実も求められています。障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がいのある子どもが地域のなかで安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、相談・療育の充実や関係機関のネットワーク体制の充実を推進します。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	障がいのある子どもの相談・療育の充実	保育・母子保健等の連携のもと、乳幼児期の保護者の「気づき」の段階からの障がい児支援を充実します。また、個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことができる体制の強化に努めます。さらに、サポートブック「は一と」の活用を通じて、保護者を支援するとともに、関係機関のネットワーク体制の充実を図ります。
2	障がいのある子どもの教育の充実	インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子どもとそうでない子どもも、地域でともに学び、ともに育つ教育の充実を図ります。 また、保育所における医療的ケア児については、看護師が配置されている園で受け入れ、緊急時の対応や搬送先の確認など、関係機関と連携を図りながら取り組みます。 放課後児童会で配慮を要する児童の支援については、加配職員を配置し、保護者、学校との連携を図ります。 さらに、支援学級の実環境整備の充実や通常の学級における配慮を要する子どもたちの学習や生活をサポートする支援員の配置に継続して取り組みます。
3	関係機関のネットワーク体制の充実	学校、学識経験者、保健医療、福祉の専門機関が、相互に連携した子どもや保護者への支援体制づくりに取り組み、適正な就学を図るための就学相談の充実を図ります。
4	重度障がい者医療費助成事業の推進	身体障がい者および知的障がい者などに対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。
5	特別児童扶養手当制度の広報・普及	障がいのある子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図るため、助成の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。

## 基本目標 2 子どもの健やかな成長支援

### 施策の方向 1 子どもや母親の健康づくりの充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、子育て中の親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができ、すべての子どもとその家庭ならびに妊産婦が切れ目なく必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、保健指導等の母子保健事業を実施するとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流の場を提供します。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	乳幼児・保護者への支援	<p>乳幼児健康診査（4か月児健康診査、1歳7か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査）をはじめとする保健事業を通じた子育て支援の充実に加え、健診受診の啓発と未受診者への対策の充実を引き続き努めます。</p> <p>また、乳幼児健康診査後の経過観察健康診査事業を引き続き実施します。</p>
2	妊産婦への支援	<p>母子健康手帳の交付時面接や両親教室（ママパパ教室）等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠初期から継続した支援を行うことで、妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導の推進を図ります。また、平成30年度に開始した不妊・不育に関する事業を継続して実施します。</p> <p>産後、育児等に関して不安を持つ人に対しては、医療機関等との連携や生活援助のためのヘルパー派遣など、産前産後ケア事業を実施することにより、母子とその家族が健やかな育児をできるようにします。</p>
3	出産・育児相談の充実	<p>保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士による育児相談、訪問指導などを通じて、引き続き育児不安の解消に努めます。</p> <p>妊娠中や出産後、間もない時期より利用できるベビータイムや親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」等により育児の孤立を防ぎ、気軽に相談できる場所と仲間づくりのサポートを今後も継続します。</p> <p>また、保健センターにおいて、平成28年度から子育て世代包括支援センター事業を実施しており、切れ目のない支援の充実を図っていきます。</p>

## 施策の方向 2 思春期保健対策の充実

子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程のなかで心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。

また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙などについての正しい知識の提供に努めます。さらに関係機関と連携し、児童・生徒の抱える問題を早期に発見し、適切に対処できる体制づくりに努めます。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	思春期における心と身体の健康づくりの推進	食生活をはじめ、健康に関する基本的な知識を身につけるとともに、喫煙・飲酒などについての正しい知識を提供するなど、「心」と「身体」の両面から知識の普及に努め、思春期における健康づくりを推進します。
2	相談体制の充実	教育相談センターの相談体制の充実を図るとともに、大阪府子ども家庭センターとの連携のもと、今後も児童・生徒が気軽に相談できる環境づくりや児童・生徒の抱える様々な問題を早期に発見し、相談体制の充実を図り、適切に対処できる体制づくりを推進します。



### 施策の方向3 小児医療の充実

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。また、子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病の早期発見に取り組みます。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	小児救急医療体制の充実	小児急病診療については、近隣市町村と共同で医師の確保を行い、小児科医の協力のもと、中学生までの子どもに対して、夜間や休日でも適切かつ迅速な医療が受けられる体制を確保します。
2	「かかりつけ医」等の普及による予防的取り組みの推進	子どもの健康について、日頃から相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発活動を乳幼児健康診査等を利用し、推進します。
3	未熟児養育医療給付事業の推進	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を国・府・市が負担して助成します。

## 施策の方向 4 食育の推進

生活習慣病の若年化、栄養摂取の偏り、朝食の欠食など、食生活の健康への影響が懸念されるとともに、家族そろっての食事の機会が減少していることが指摘されています。次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となるものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みを推進していきます。そのためにも、乳幼児期からの望ましい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所、認定こども園や学校等における食習慣の形成に努めます。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	健康的な食生活の支援	保育所、認定こども園、幼稚園、学校で、健康的な食生活等についての取り組みと保護者への情報発信を実施します。
2	多様な主体による食育推進の展開	食育月間（6月）や大阪府食育強化月間（8月）に、重点的に食育に取り組み、食育の周知と定着を図ります。
3	地産地消の推進	保育所、認定こども園、幼稚園、学校で「食」を通じた、豊かな人間性の育成をめざし、行事食等の季節感のある食事や日本の伝統的な食文化に触れる取り組みを充実させます。



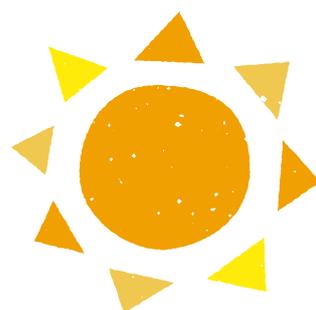
## 施策の方向5 次代の親の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、道徳性や生活態度を身につけ、親や家庭について学び、家庭における教育の重要性について、理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	小中学生・高校生の乳幼児との触れ合い体験の充実	学校と保育所、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て総合センターあいつくが連携し、乳幼児とのふれあい体験を実施しており、小・中学校、高校における職場体験や保育実習の場などを通じて、乳幼児とのふれあい体験や育児サークルの保護者から育児についての話を聞く機会など、子育てについて考える機会を提供します。
2	小中学生・保護者を対象とした「 <small>おやがくしゅう</small> 親楽習」の実施	家庭、地域、行政が連携しながら、小中学生や保護者を対象とした、「親」をまなぶ、「親」をつたえるという参加型の学習教材等を活用した親学習講座を推進していきます。



## 基本目標3 家庭における子育て・親育ちへの支援

### 施策の方向1 家庭における子育て・子育て力の充実

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもおよび子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、人と人の支え合いのなかで行われる子育てを通して、子どもの育ちに気づき、子どもの成長・発達を楽しみ、そうした姿を通して、子育ての喜びを実感できるように子育てを支援することや、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	総合的な子育て支援ネットワークの構築	子ども・子育て総合センターあいつくを中核に、地域における子育て団体やそれらに関連する機関とのネットワークを強化し、関係機関や団体とのコーディネート機能や子育てサークルやボランティアの育成機能、情報提供機能などの各機能と役割の強化を推進します。
2	養育支援訪問事業の推進	生活援助のためのヘルパーの派遣による相談・技術指導等の養育支援を継続し、子育ての不安感や負担感の軽減を図ります。
3	子育てサークルの育成と支援	部屋や教材の貸し出し、サークル運営に関する相談等、自主的な子育てサークルの活動支援を継続し、子育てサークルの育成や活動の活性化を図ります。
4	子育てと親育ちを育む実践の充実	同年齢の子どもと保護者の交流の場として「ベビータイム」「ヨチヨチタイム」「みんなであそぼ!」「親子であそぼ」の開催、同じような境遇の方が集まり、情報交換と交流を行う「テーマ別交流会」や育児講座の開催により、子育て、親育ちの支援をします。
5	子育て情報の充実・強化	子育て情報サイト「キラキラねっと」による情報発信をはじめ、「子育てキラキラめーる」、子育てマップ、あいつくだより「キラ☆キラ」、子育て支援ガイドなど、様々な媒体を活用して、子育てにおける情報提供のさらなる充実を図ります。
6	保育所・幼稚園・認定こども園の相談機能の充実・強化	保育所や認定こども園等の相談機能充実・強化を図り、身近な地域で、子育てに関する悩み・不安の相談をしやすいよう、随時相談できる体制を整えます。

## 施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援の推進（ひとり親家庭自立促進計画）

厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」では、母子家庭の母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）となっており、母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、相談・情報提供機能を充実し、総合的な自立支援を図ります。特に、就労支援のための情報提供に努め、ひとり親家庭の自立を促進します。
2	ひとり親家庭における就労支援の充実	母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して就労を支援する「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」により、相談者にあった就労支援を行っています。また、就職に有利な資格を取得するために、養成機関での修業期間中に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」等により、ひとり親家庭の自立を促進します。
3	ひとり親家庭における生活支援の充実	ひとり親家庭の父または母に対し、一時的に生活援助が必要なときや日常生活に困難をきたす場合、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図れるよう支援します。また、急な残業などにも対応できるよう、ファミリー・サポート・センターの利用を周知・促進するとともに、利用料の一部助成を継続して実施します。
4	ひとり親家庭等医療費助成事業の推進	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。
5	ひとり親世帯への保育所などの利用支援	ひとり親世帯の児童が保育所などに利用の申請を行った場合、利用に関して優先的に取り扱うなど、利用に関する支援を行います。
6	児童扶養手当制度の広報・普及	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、助成の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。

### 施策の方向3 子育てへの経済的負担の軽減

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援等を充実します。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	子ども医療費助成事業	0歳から15歳までの子どもを抱える家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができる、安心できる医療体制の充実を継続していきます。
2	就学援助事業の推進	経済的理由などにより、就学困難な児童生徒の保護者に、学用品などの諸費用の援助を今後も継続していきます。
3	児童手当制度の広報・普及	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。
4	生活困窮者の自立支援事業の推進	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
5	子ども服等のリユース事業の促進	家庭で不要になった子ども服などを回収し、春と秋の年2回、希望者に無料で譲る「ぐるぐるマルシェ」を開催し、家庭に持ち帰り、リユースすることで、ごみの減量化と資源化とともに、子育て世帯の支援につなげることを目的として取り組みを継続します。

## 施策の方向 4 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

厚生労働省「平成 28 年度国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は 13.9% となっており、約 7 人に 1 人が貧困状態とされています。貧困状態にある世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、地域や社会から孤立し、将来も貧困から抜け出せない（いわゆる負の連鎖）傾向にあることが明らかになりつつあります。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えている子どもとその家庭を支援し、子どもの貧困対策を推進します。

また、改正子ども貧困対策推進法が令和元年 9 月 7 日に施行され、市町村にも貧困対策計画を策定する努力義務が課せられたことを受け、本計画に子どもの貧困対策計画を盛り込むこととします。

### 基本方針 1 教育支援に対する取り組み

困窮度が高くなるにつれて、高等教育を諦める傾向にあることから、すべての子どもへの教育の機会均等が図られるような施策展開を検討します。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的な子どもの貧困対策に取り組みます。

その対策として、はじめに、幼児教育・保育の無償化の推進があり、幼児期に質の高い教育を保証することで、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えています。次に、すべての子どもが教育を受ける権利を確保するための方策の一つである生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業の利用を推進することで、すべての子どもが安心して質の高い教育を受けられるよう取り組みます。

また、将来の貧困を防止する観点から、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減に取り組みます。

### 基本方針 2 生活支援に対する取り組み

困窮度が高くなるにつれて、ひとり親世帯である割合が高くなることから、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」や「自立支援教育訓練給付金」等の施策を活用して、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて、適切な関係機関につなぐなど、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施します。

特に、子どもに対する生活支援として、児童養護施設等の退所児童等の支援、食育の推進、居場所づくりへの支援など、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない支援を行える体制づくりを推進します。

また、生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援により、就労による自立を支援します。

### **基本方針 3 就労支援に対する取り組み**

保護者に対する職業の安定と向上に資するため、子育てと仕事を安心して両立できる働き方の実現に向けた施策の推進を図っていきます。

さらに、ひとり親家庭への相談体制や就労支援の充実により、ひとり親家庭の自立を促進します。また、生活困窮や生活保護受給世帯への就労支援については、就労支援員による支援やハローワークとの連携によるチーム支援など、親の状況に合った、きめの細かい支援に取り組みます。

### **基本方針 4 経済的支援に対する取り組み**

困窮度が高くなるにつれて、ひとり親世帯である割合が高くなる傾向にあることから、児童扶養手当の適正な給付や母子福祉資金貸付金などの貸付事務等の円滑な履行に努める一方で、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせ、その効果を高めていきます。

また、本市では、経済的理由により就学が困難な児童および生徒の保護者の方に、小中学校での学習に必要な費用の一部を就学援助費として援助しています。

さらに、経済的理由により、高等学校・高等専門学校への就学が困難な市内在住の方を対象に、河内長野市奨学金を支給するなど、経済的支援を行っており、今後も引き続き、経済的負担の軽減を図る支援策について、検討を進めます。

【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	学びを支える環境づくりの推進	すべての子どもが教育を受ける権利を確保するための方策の一つである生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業の利用を推進します。
2	生活を支える環境づくりの推進	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業や就労準備支援事業の活用することにより、生活の安定および自立を図ります。
3	生活困窮者の自立支援事業の推進（再掲）	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
4	子どもの居場所づくりの推進	困窮度が高くなるにつれて、ひとりで過ごしたり、ひとりで悩む傾向にあることから、子どもたちが安全で安心できる居場所づくりを推進します。
5	子ども食堂をはじめとした地域食堂との連携（再掲）	地域活動団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、子どもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。
6	ひとり親家庭への相談体制の充実（再掲）	母子・父子自立支援員を配置し、相談・情報提供機能を充実し、総合的な自立支援を図ります。特に、就労支援のための情報提供に努め、ひとり親家庭の自立を促進します。
7	ひとり親家庭における就労支援の充実（再掲）	自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して就労を支援する「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」により、相談者にあった就労支援を行っています。また、就職に有利な資格を取得するために、養成機関での修業期間中に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」により、ひとり親家庭の自立を促進します。
8	児童扶養手当制度の広報・普及（再掲）	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、助成の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。
9	児童手当制度の広報・普及（再掲）	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。

No.	取り組み名	取り組み内容
10	幼児教育・保育の無償化の推進および質の向上	<p>幼稚園・認定こども園等の充実は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながることから、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。</p> <p>幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取り組みを推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援の充実を図ります。</p>
11	待機児童の解消（再掲）	<p>保育を必要とするすべての家庭のニーズに対応するため、待機児童解消に取り組みます。</p>
12	教育費負担の軽減（再掲）	<p>すべての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等就学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。</p>

## 基本目標 4 地域の子育て環境づくり

### 施策の方向 1 地域の子育て力の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

また、地域における様々なネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進するとともに、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、子育て支援サービスの向上に努めます。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	地域の子育て支援の場の充実・拡大	気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士が共に支え合い、情報を交換し学び合う、地域に根ざした活動の場を広げます。
2	親子の「つながり」や地域参加への支援	住民が協働して創る校外学習など親子がともに参加する機会や場づくりを支援することで、成長期の子どもとその保護者との「つながり」を強め、子どもの健やかな成長を目指すとともに、保護者が地域やボランティア等との連携を深めることで、その「つながり」を強化し、保護者の積極的な地域活動の参加を推進します。
3	保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放や地域事業の充実	保育所、認定こども園等における園庭開放など、地域向け事業を継続し、育児相談や親子遊びの場など、地域の子育て拠点としての活用を推進します。
4	ファミリー・サポート・センター事業の充実	幅広い層への事業の周知を図り、今後も会員の拡大や講習会、交流会等の充実を図り、活動件数の増大につなげるとともに、安全かつ安心な活動が行えるよう、講習時間や内容を充実するなど、会員のスキルアップを図ります。
5	子育てボランティアの育成と活動支援	あいつくボランティアの登録促進と活動支援を行い、引き続き、多くの市民に子育てに興味を持ってもらえるよう、子育てボランティア活動の活性化を図ります。
6	男女が共に行う子育ての推進	子育てや家事が、男女の保護者が共に取り組むよう、男女共同参画の意識の醸成と啓発を図ります。また、セミナーやフォーラムなどの多様な機会を通じて、職場、地域、家庭などにおいて、男女共同参画への理解促進を図ります。

## 施策の方向 2 子育てと仕事の両立支援

仕事と子育てを両立する上で、教育・保育の提供の充実に加え、育児休業や短時間勤務等の制度が利用しやすい職場環境等、事業所における子育てへの支援が重要になります。利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、きめ細やかな教育・保育の提供をより一層充実させ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取り組みを推進します。

また、仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所等に対する意識啓発を進めます。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	保育ニーズへの対応	希望する時に速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。特に、0～2歳児については、既存の保育所および認定こども園の定員増を進めることに加え、潜在保育士の活用などにより、受け入れ態勢の充実を図ることで、待機児童の解消をめざします。
2	保育内容の充実	保育所・認定こども園等との連携を進め、情報の共有に相互理解を深め、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。また、ハード面においては、老朽化している保育施設の改修を進めるとともに、多様な教育・保育の提供ができるよう、保育施設の整備を検討します。
3	放課後児童会の充実	入会児童数の増加の状況等を見ながら、放課後児童会の施設および体制の整備を実施し、今後も引き続き、子どもたちが安全で楽しく豊かに過ごせる環境を充実させていきます。
4	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の啓発や、男性中心型の働き方を見直していくとともに、男女が共に働きながら、子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めます。 また、家庭や地域への男女参画を促進するため、教育・学習機会を提供し、意識啓発を図ります。
5	産休・育休からの円滑な職場復帰の推進	産休・育休からの職場復帰が円滑に行えるよう情報提供や相談の充実を行うとともに、職場復帰後も有給休暇、育児・介護休暇などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発に取り組みます。

### 施策の方向3 子育てを支援する生活環境の充実

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

若年世帯の定住・転入を促進するなど、より子育てしやすいまちをめざして、良好な居住環境の確保や公園等の整備に努めます。

また、幼い子どもを連れてもしっかり安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるように、道路環境の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めます。さらに、子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、市民の自転車の運転マナー、交通安全意識の向上を図ります。

#### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	良好な居住環境の確保	空家バンク制度等を活用して、良好な中古住宅の流通を促進するとともに、市営住宅の計画的な改善等に努めます。また、子育て世代である若年層の定住・転入を促進します。
2	公園等の整備	子どもたちが安心してのびのび遊べるよう、また、ゆとりをもって子どもを産み育てることができるよう、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としての公園・緑地、ちびっこ老人いこいの広場などの適正な配置・整備を図ります。
3	安全・安心な「交通」環境等の整備の推進	子どもとともに外出しやすいように、公共施設や多くの市民が利用する施設への「赤ちゃんの駅」の設置を継続して促進します。また、歩行者が安全で安心して歩きやすい道路環境の整備のため、歩道段差の改善、歩道舗装の改修を実施し、市道の危険な箇所を減少に努めます。
4	交通安全を確保するための活動の推進	子どもが交通事故等の犠牲にならないよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における交通安全教室など、啓発活動や交通安全教育を継続して推進します。

## 施策の方向 4 子どもの安全・安心な環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子ども見守り事業を通じ、関係機関との連携・協力の強化を図ります。

また、警察、行政、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、地域等の連携や協力による防犯対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

### 【 具体的取り組み 】

No.	取り組み名	取り組み内容
1	地域の総合的な見守りネットワークの充実	様々な団体や組織等が相互に連携し、地域における総合力や機動力を強化することにより、見守りなどのネットワークを充実させ、子どもの安全・安心な環境づくりを推進します。
2	子どもが健やかに育つ環境づくりの推進	市民・学校・自治会・ボランティアなどと連携し、子ども向けの体験活動や地域環境向上のための啓発活動の実施や街頭パトロールなどへの協力を求めるとともに、引き続き青少年健全育成にかかわる地域ボランティア等と連携しながら地域総ぐるみで青少年の健全育成に努めます。
3	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	P T A等の学校関係者や自治会などをはじめ、地域の自主防犯活動団体への防犯意識を高めるとともに、地域住民による子どもの見守り活動を推進し、子どもたちの安全確保に努めます。
4	被害にあった子どもへの支援	相談員等の派遣・配置、スクールカウンセラーの派遣を継続し、学校、関係機関との相互連携による、いじめ、虐待、犯罪などに巻き込まれ被害にあった子どもへのきめ細やかな取り組みを推進します。

## 第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

---

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

第1期計画では、公立の幼稚園、保育所が学区に関わらず利用されており、また、市内の保育所は低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であり、保育ニーズに対応するためには広域での調整を図っていくことが求められたことから、行政区1圏域を教育・保育提供区域としました。

本計画においても、引き続き行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

### 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容およびその実施時期

---

平成31年4月1日時点で、待機児童が出ており、主に0～2歳児であることから、既存の保育所および認定こども園の定員増を進めることに加え、潜在保育士の活用などにより不足している保育士を確保することで、待機児童の解消をめざします。

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

【 令和2年度 】

単位：人

	令和2年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い		左記以外			
量の見込み (A)	980	135	997	626	179
提供量 (確保方策) (B)		1,300	969	581	154
特定教育・保育施設		1,160	969	581	154
特定地域型保育事業			0	0	0
確認を受けない幼稚園		140			
幼稚園および預かり保育 (長時間・通年)		0	0		
一時預かり(幼稚園型Ⅱ)				0	
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0
企業主導型保育事業 (地域枠)		0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0
B - A		185	-28	-45	-25

【 令和3年度 】

単位：人

	令和3年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い		左記以外			
量の見込み (A)	890	126	963	609	175
提供量 (確保方策) (B)		1,300	969	591	159
特定教育・保育施設		1,160	969	591	159
特定地域型保育事業			0	0	0
確認を受けない幼稚園		140			
幼稚園および預かり保育 (長時間・通年)			0		
一時預かり(幼稚園型Ⅱ)					
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0
企業主導型保育事業 (地域枠)		0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0
B - A		284	6	-18	-16

【 令和4年度 】

単位：人

	令和4年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い		左記以外			
量の見込み（A）	817	118	923	602	170
提供量（確保方策）（B）		1,300	969	600	160
特定教育・保育施設		1,160	969	600	160
特定地域型保育事業			0	0	0
確認を受けない幼稚園		140			
幼稚園および預かり保育 （長時間・通年）		0	0		
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）				0	
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0
企業主導型保育事業 （地域枠）		0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0
B－A		365	46	-2	-10

【 令和5年度 】

単位：人

	令和5年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い		左記以外			
量の見込み（A）	742	110	875	582	163
提供量（確保方策）（B）		1,300	969	600	160
特定教育・保育施設		1,160	969	600	160
特定地域型保育事業			0	0	0
確認を受けない幼稚園		140			
幼稚園および預かり保育 （長時間・通年）		0	0		
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）				0	
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0
企業主導型保育事業 （地域枠）		0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0
B－A		448	94	18	-3

【 令和6年度 】

単位：人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い		左記以外			
量の見込み（A）	705	107	867	562	158
提供量（確保方策）（B）		1,300	969	600	160
特定教育・保育施設		1,160	969	600	160
特定地域型保育事業			0	0	0
確認を受けない幼稚園		140			
幼稚園および預かり保育 （長時間・通年）		0	0		
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）				0	
長時間預かり保育運営費 支援事業				0	0
企業主導型保育事業 （地域枠）		0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0
B－A		488	102	38	2

【 保育の必要性の認定区分 】

認定区分	対象者	利用時間	選択施設
1号	満3歳以上の子ども （2号認定除く）	教育標準時間 （4時間）	幼稚園・ 認定こども園
2号	満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当する子ども	保育短時間 （8時間）	保育所・ 認定こども園
		保育標準時間 （11時間）	
3号	満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当する子ども	保育短時間 （8時間）	保育所・ 認定こども園・ 小規模保育等
		保育標準時間 （11時間）	

※保育の必要性の事由：就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護などの事由に該当することが必要

## (2) 計画期間内における保育利用率の設定

必要な教育・保育の量を見込むに当たり、0～2歳の保育ニーズの高まりに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業等に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合(＝保育利用率)の目標値を定めます。

### 【 計画期間内における保育利用率の目標値 】

単位：％

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	44.7	46.6	48.1	49.8	51.5

保育利用率：0～2歳各年齢の利用定員数 / 各年齢の推計人口

## (3) 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所や認定こども園等が、地域の実情に応じた質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供することで、就学前児童に係る施策との緊密な連携が図られ、幼児期教育から小学校教育（義務教育）との円滑な接続が可能となります。

さらに、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、保育所や認定こども園等の相互の連携ならびに保育所や認定こども園等との連携を推進します。

### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

#### (1) 時間外保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等（2・3号）で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	市内の保育所において延長保育を実施し、高まる保育ニーズに既存の保育施設で対応していきます。

#### 【 時間外保育事業 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	1,252	1,240	1,228	1,198	1,198
確保方策（B）	人	1,252	1,240	1,228	1,198	1,198
B—A	人	0	0	0	0	0

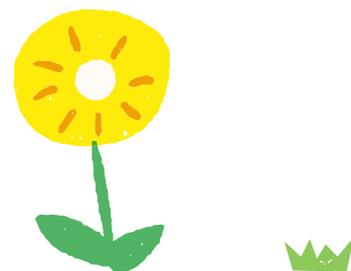


## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。
提供区域	全市
今後の方向性	入会希望児童数の状況等を見ながら、放課後児童会の整備を実施していきます。

### 【 放課後児童健全育成事業（放課後児童会） 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人	1,059	1,051	1,035	1,027	984
小学1年生	人	272	286	266	272	233
小学2年生	人	275	273	287	270	273
小学3年生	人	228	219	219	229	215
小学4年生	人	175	167	158	158	168
小学5年生	人	66	64	63	58	58
小学6年生	人	43	42	42	40	37
確保方策（B）	人	1,059	1,051	1,035	1,027	984
B—A	人	0	0	0	0	0



### (3) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、児童養護施設や母子生活支援施設の4ヶ所（市外）に委託し、対応していきます。

#### 【 子育て短期支援事業 量の見込みに対する確保方策 】

(年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人日	2	2	2	2	2
確保方策 (B)	人日	2	2	2	2	2
B-A	人日	0	0	0	0	0

### (4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	市内5ヶ所での実施を継続し、子ども・子育て総合センターあいっくでは、その中核として事業を実施していきます。

#### 【 地域子育て支援拠点事業 量の見込みに対する確保方策 】

(年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人回	57,541	57,253	56,966	56,681	56,397
確保方策 (B)	か所	5	5	5	5	5

### (5) 一時預かり事業（幼稚園 I 型）

事業概要	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、1号認定の枠組みのなかで実施、対応していきます。

#### 【 一時預かり事業（幼稚園型） 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	20,432	20,264	20,096	19,928	19,760
実施箇所数	か所	10	10	10	10	10
確保方策（B）	人日	20,432	20,264	20,096	19,928	19,760
B—A	人日	0	0	0	0	0

### (6) 一時預かり事業（幼稚園 I 型を除く）

事業概要	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、各保育所やファミリー・サポート・センターで実施、対応していきます。

#### 【 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	人日	5,302	5,224	5,215	5,105	4,929
確保方策（B）	人日	5,302	5,224	5,215	5,105	4,929
一時預かり事業	人日	4,807	4,729	4,724	4,614	4,468
ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	人日	495	495	491	491	461
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	人日	0	0	0	0	0
B—A	人日	0	0	0	0	0

## (7) 病児保育事業

事業概要	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	受入対応施設の拡充について、事業提供者の協力を求めています。

### 【 病児保育事業 量の見込みに対する確保方策 】

(年間)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人日	150	180	180	180	180
確保方策 (B)	人日	150	180	180	180	180
B—A	人日	0	0	0	0	0

## (8) ファミリー・サポート・センター (就学児童のみ)

事業概要	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、ファミリー・サポート・センターで対応していきます。

### 【ファミリー・サポート・センター (就学児童のみ) 量の見込みに対する確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	人日	495	495	491	491	461
確保方策 (B)	人日	495	495	491	491	461
B—A	人日	0	0	0	0	0

## (9) 利用者支援事業

事業概要	<p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。</p> <p>子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>■基本型：子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。</p> <p>■特定型：待機児童の解消等を図るため、地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。</p> <p>■母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。</p>
提供区域	全市
今後の方向性	基本型を子ども・子育て総合センターあいくくにおいて、母子保健型を保健センターにおいて、事業を展開していきます。

### 【 利用者支援事業 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
B—A	か所	0	0	0	0	0

## (10) 妊婦健康診査

事業概要	母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に対し、妊婦健康診査費用の助成を行っていきます。

### 【 妊婦健康診査 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	509	502	486	468	454
	回	6,395	6,174	5,977	5,756	5,583
確保方策 (実施体制)	—	実施場所：大阪府医師会・大阪府助産師会に委託 (府外受診も可能)				

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。
提供区域	全市
今後の方向性	現状どおり、生後4ヶ月までの乳児のいる、すべての家庭を訪問していきます。 子ども・子育て総合センターあいくくにおいては、来館時に声掛けなどの見守り支援を今後も継続していきます。

### 【 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	509	502	486	468	454
確保方策 (実施体制)	—	実施機関：保健センター、子ども・子育て総合センターあいくく				

## (12) 養育支援訪問事業

事業概要	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。
提供区域	全市
今後の方向性	シルバー人材センターに委託したヘルパー派遣による養育支援を実施していきます。

### 【 養育支援訪問事業 量の見込みに対する確保方策 】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	4	4	4	4	4
確保方策 (実施体制)	—	委託先：シルバー人材センター、子育て支援アドバイザー				

## (13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。
今後の方向性	児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携強化を図る取り組みを、府と連携しながら進めます。

#### (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
今後の方向性	子ども・子育て支援法に基づき、新制度未移行幼稚園に通う、低所得で生計維持が困難である者等の子どもの副食費の一部を補助していきます。

#### (15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
今後の方向性	今後においても、新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設での充実を図っていきます。



## 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

---

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化を実施するものであることから、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

## 5 外国につながる幼児への支援・配慮について

---

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育の利用や、子ども子育て支援事業を円滑に利用できるよう、保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行っていきます。

今後の方向性として、本市においても国際化の進展がみられるようになり、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者および教育・保育施設等に対する必要な支援など、生活上の様々な情報を多言語で提供するとともに、国際交流センター等での相談ができるよう取り組みを検討します。

## 第6章 計画の進行管理

### 1 施策の実施状況の点検

---

計画の適切な進行管理を進めるために、第1期計画と同様に、「河内長野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」における、各年度のニーズ量と確保方策について、年度ごとの実施状況や進捗状況の管理および評価をし、この結果を公表するとともに、利用者の動向等を踏まえながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

### 2 国・府等との連携

---

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や大阪府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、大阪府や関係機関と連携し、推進していきます。

また、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携として、大阪府や関係機関を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

### 3 計画の公表

---

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

## 資料編

### 1 策定経過

年 月 日	審議内容等
平成 31 年 1 月 15 日 ～ 平成 31 年 1 月 31 日	<b>河内長野市子育て支援に関するアンケート調査</b> 就学前児童の保護者アンケート 配布数 2,000 通 有効回答数 930 通 有効回答率 46.5% 小学 1～4 年生の児童の保護者アンケート 配布数 1,000 通 有効回答数 518 通 有効回答率 51.8%
平成 31 年 2 月 4 日 ～ 平成 31 年 2 月 15 日	<b>河内長野市子どもの生活に関する実態調査</b> 小学 5 年生の児童とその保護者 (795 世帯) 中学 2 年生の生徒とその保護者 (751 世帯) 小学 5 年生 配付数 795 通 有効回答数 535 通 有効回答率 67.3% 小 5 の保護者 配付数 795 通 有効回答数 534 通 有効回答率 67.2% 中学 2 年生配付数 751 通 有効回答数 518 通 有効回答率 69.0% 中 2 の保護者配付数 751 通 有効回答数 522 通 有効回答率 69.5% 小 5 と 中 2 の合計配付数 1,546 通 有効回答数 1,053 通 有効回答率 68.1% 上記の保護者合計配付数 1,546 通 有効回答数 1,056 通 有効回答率 68.3%
令和元年 8 月 9 日	<b>第 1 回 河内長野市子ども・子育て会議</b> ①河内長野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告について ②河内長野市子育て支援に関するアンケート調査の結果について ③第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ④その他（市立千代田台保育所の認定こども園化について、幼児教育・保育の無償化について）
令和元年 10 月 1 日	<b>子ども・子育て支援法一部改正「幼児教育・保育の無償化」の実施</b> ※3 歳から 5 歳までのすべての子どもおよび、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料を無償化
令和元年 11 月 25 日	<b>第 2 回 河内長野市子ども・子育て会議</b> ①第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 1 月 30 日	<b>第 3 回 河内長野市子ども・子育て会議</b> ①第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施について
令和 2 年 2 月 5 日 ～ 令和 2 年 3 月 6 日	<b>第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施</b>

## 2 河内長野市子ども・子育て会議条例（抄）

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 1 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)等に関すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(河内長野市附属機関設置条例の一部改正)

2 河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)の一部を次のように改める。(略)

(会議の招集に係る特例)

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

### 3 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年11月25日～令和3年11月24日、敬称略)

種 別	所 属	氏 名
5号委員	河内長野市商工会	山中 和彦
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	横田 朋子
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 悦章
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	辻野 晶子 ◇
3号委員	河内長野市民生委員児童委員協議会	山本 淑子
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	工藤 敬子
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	森本 宏司
1号委員	一般市民	伊藤 知加
1号委員	一般市民	浦田 盾子
1号委員	一般市民	増永 友香
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志 ○
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎 ◎

※氏名欄の◎は会長、○は会長代理

※氏名欄の◇ 任期：令和2年1月30日～令和3年11月24日

#### ■異動のあった前委員

氏 名	所 属	任 期
農野 寛治	大阪大谷大学	平成29年10月～令和元年10月
尾上 誠人	河内長野市商工会	平成29年10月～令和元年10月
家曾 美里	一般市民	平成29年10月～令和元年10月
千田 利勝	河内長野市社会福祉協議会	平成29年10月～令和2年1月

## 4 用語解説

---

### 【あ行】

#### 赤ちゃんの駅

乳幼児とその保護者の外出中に、授乳やおむつ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、官民協働の取り組みとすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るもの。登録施設には目印としてシンボルマークの看板やステッカーを掲示している。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院したのち、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どものこと。

#### インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

#### NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

#### 親育ち

健全な子どもの成長のために、子どもの成長に応じた家庭での教育に取り組むため、保護者が自ら学び育つこと。

## 【か行】

### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

### 子育て

子どもが常に受け身で育てられるのではなく、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長すること。

### 子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所のこと。

## 【さ行】

### サポートブック「はーと」

成長していく上で細やかな配慮などが必要な子どもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と関係機関が子どもの情報を共有すると共に、思い出をつづり将来にわたって子どもや周囲の人へのメッセージを伝えるために作成するファイル。

### 児童委員

「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

### ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

### スクールカウンセラー

小・中・高等学校に配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。児童生徒や保護者等の不安や悩みに対してカウンセリングを行い、臨床心理士の視点から保護者や教師に子どもへのかかわり方を助言したりすることを主な目的とする。

## **青少年リーダー**

主に小学生を対象に、ゲームや野外活動の指導をする青少年のボランティアのこと。

## **【た行】**

### **確かな学力**

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

### **地域型保育事業**

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。

### **DV (Domestic Violence)**

家庭内暴力と直訳される。一般的には、家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味する。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

### **特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### **特定地域型保育事業**

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。

### **特定妊婦**

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

### **トワイライトステイ**

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる事業のこと。

## **【な行】**

### **認可保育所**

国が定めた保育士の数や保育室の面積、保育時間などの基準を満たし、都道府県などから認可を受けた施設。保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設のこと。

## **認可外保育施設**

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設のこと。

## **【は行】**

### **バリアフリー**

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### **ハートフルアシスタント**

日頃の悩み等を話すことで子どもたちのストレスを和らげ、また、不登校や引きこもり状態にある児童・生徒に対しては、家庭訪問等を行うことで心の支えとなり、学校生活への適応や学校復帰をするための援助を行うことを主な目的として、市立中学校に各 1 名配置される相談員のこと。

## **【や行】**

### **要保護児童対策地域協議会**

児童虐待などの要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関および団体間における連携および連絡を密にし、適切な対応を行うため、児童福祉法第 25 条の 2 の規定により設置された機関。

## **【ら行】**

### **療育**

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行：河内長野市 福祉部 子ども子育て課

〒586-8501

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721-53-1111 (代表)

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>